

第 3 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 3 日)

平成 1 8 年 3 月 2 2 日 (木曜日)

議事日程

平成 1 8 年 3 月 2 2 日 午前 9 時 3 1 分開議

日程第 1 議案第 2 6 号の質疑に対する答弁について

日程第 2 一般質問

通告順	議席番号	氏名	質 問 事 項
1	18	沢田正己	1. JR大山口駅構内のトイレ差別落書事件について
2	20	西山富三郎	1. 差別事象に関する課題解決に向けた方策の推進について 2. 選挙広報の発行について 3. 三位一体の改革について
3	2	西尾寿博	1. 山口町政の実際のスタートとしての所信を問う 2. 雪害について 3. これからの介護保険制度について
4	8	岩井美保子	1. 大山町立小学校の学習の中でのスキー教室と大山登山の取り組みについて 2. 第9回全国和牛能力共進会開催での町民参加について 3. バランスシートの作成について 4. 敬老会の取り組みについて 5. 防災行政無線放送のその後の検討結果について
5	11	諸遊壊司	1. 保育所入所手続きと基準(条件)の見直しについて 2. 人口減ストップの方策について
6	3	吉原美智恵	1. 指定管理者制度導入の取り組み状況について
7	6	森田増範	1. 指定管理者制度実施に評価のしくみを 2. 情報通信基盤整備、ハード事業後の利活用プランを
8	5	敦賀亀義	1. 我が町の特産品販売体制の整備について
9	13	小原力三	1. 行政資産の有効利用について
10	14	岡田聰	1. 介護保険制度改正による包括支援センター新設について 2. 小学校通学時の安全対策について 3. 公共事業の早期発注について
11	4	遠藤幸子	1. 通学路の再点検について

1 2	7	川 島 正 寿	1. 障害者自立支援法について 2. ゴミの資源化について 3. 建築専門職の設置について 4. 名和小学校工事の安全対策について
1 3	1 2	足 立 敏 雄	1. 大規模事業の分離発注について
1 4	1	近 藤 大 介	1. 財政について 2. 雇用について 3. 農村定住について

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第26号の質疑に対する答弁について

日程第2 一般質問

通告順	議席番号	氏 名	質 問 事 項
1	18	沢 田 正 己	1. J R 大 山 口 駅 構 内 の ト イ レ 差 別 落 書 事 件 に つ い て
2	20	西 山 富 三 郎	1. 差別事象に関する課題解決に向けた方策の推進について 2. 選挙広報の発行について 3. 三位一体の改革について
3	2	西 尾 寿 博	1. 山口町政の実際のスタートとしての所信を問う 2. 雪害について 3. これからの介護保険制度について
4	8	岩 井 美 保 子	1. 大山町立小学校の学習の中でのスキー教室と大山登山の取り組みについて 2. 第9回全国和牛能力共進会開催での町民参加について 3. バランスシートの作成について 4. 敬老会の取り組みについて 5. 防災行政無線放送のその後の検討結果について
5	11	諸 遊 壊 司	1. 保育所入所手続きと基準（条件）の見直しについて 2. 人口減ストップの方策について
6	3	吉 原 美 智 恵	1. 指定管理者制度導入の取り組み状況について
7	6	森 田 増 範	1. 指定管理者制度実施に評価のしくみを 2. 情報通信基盤整備、ハード事業後の利活用プランを
8	5	敦 賀 亀 義	1. 我が町の特産品販売体制の整備について
9	13	小 原 力 三	1. 行政資産の有効利用について
10	14	岡 田 聰	1. 介護保険制度改正による包括支援センター新設について 2. 小学校通学時の安全対策について 3. 公共事業の早期発注について

1 1	4	遠藤 幸子	1. 通学路の再点検について
1 2	7	川島 正寿	1. 障害者自立支援法について 2. ゴミの資源化について 3. 建築専門職の設置について 4. 名和小学校工事の安全対策について

出席議員（21名）

1 番 近藤 大介	2 番 西尾 寿博
3 番 吉原 美智恵	4 番 遠藤 幸子
5 番 敦賀 亀義	6 番 森田 増範
7 番 川島 正寿	8 番 岩井 美保子
9 番 秋田 美喜雄	10 番 尾古 博文
11 番 諸遊 壊司	12 番 足立 敏雄
13 番 小原 力三	14 番 岡田 聡
15 番 二宮 淳一	16 番 椎木 学
17 番 野口 俊明	18 番 沢田 正己
19 番 荒松 廣志	20 番 西山 富三郎
21 番 鹿島 功	

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 小谷 正寿 書記 …………… 汐田 美穂

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 山口 隆之	助役 …………… 田中 祥二
教育長 …………… 山田 晋	大山支所長 …………… 田中 豊
中山支所長 …………… 河崎 博光	総務課長 …………… 諸遊 雅照
人権推進課長 …………… 近藤 照秋	企画情報課長 …………… 後藤 透
住民生活課長 …………… 福田 勝清	福祉保健課長 …………… 松岡 久美子
産業振興課長 …………… 渡辺 収	地域整備課長 …………… 押村 彰文
税務課長 …………… 坂田 修	学校教育課長 …………… 高見 晴美
社会教育課長 …………… 麴谷 昭久	観光商工課長 …………… 福留 弘明
水道課長 …………… 小西 正記	農業委員会事務局長…高見 公治
教育委員長……………小原 康正（10時55分～12時）	
選挙管理委員長……………野口 駒次郎（9時～10時45分）	

午前9時30分開会

○議長（鹿島 功君） ただいまの出席議員は21人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第26号の質疑に対する答弁について

○議長（鹿島 功君） 日程第1、議案第26号の質疑に対する答弁について、教育長から議案第26号についての西尾議員と小原議員の質疑に対する答弁をしたいとの申し出がございました。これを許します。教育長。

○教育長（山田 晋君） 先般ご質疑の中で、いただいたことについてこの場を借りて答弁をさせていただきたいと思えます。担当課長より答弁をしますので、よろしくお願ひします。

○議長（鹿島 功君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高見 晴美君） まず最初に、西尾議員さんの統合します名和小学校の建築単価をとということでしたが、校舎につきましては、21万206円、体育館につきましては、17万8,176円、プールにつきましては、24万4,650円でございます。

続きまして小原議員さんより、耐震と免震とはどういうことかということでしたが、耐震は文字通り、地震の揺れに耐えるように構造等を補強したものでありますし、免震は、土台と建物の間にダンパー、干渉機となるような装置を設置して地震の揺れを免ずるものであります。大勢の人が利用します一定規模以上の建物、特定建築物につきましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律が制定されておりまして、耐震診断や、耐震改修が促進をされております。以上でございます。

日程第2 一般質問

○議長（鹿島 功君） 次、日程第2、一般質問を行います。通告順に発言を許します。18番 沢田正己君。

○議員（18番 沢田 正己君） おはようございます。私は大山口構内のトイレ差別落書事件について町長、並びに教育長に質問してみたいと思えます。

平成17年2月28日に発生した JR 大山口駅構内のトイレ差別落書事件についての学習会が、1年目となる平成18年2月28日に大山町保健福祉センターなわで行われたわけですが、質疑、応答、意見交換の中で、「トイレ落書についての学習はいかがなものか」という発言がありましたが、今まで築いた同和学習は何であったか、今更ながら差別の厳しさを証明されたような気がいたします。

私これに伴いまして、今まで40年間築き上げた同和学習が一体どうであったかと

ということにつきましてでも、また同和地区の方からでも要請書が参りまして議会の方にこういう事件があったということで要請しましたところ、議長の方から早速議運を開いていただきまして、6日の日に私は通告したわけですが、6日の日に解放同盟の方より要請書がございまして、こういう事件があったということを議会の方に要請書がきたわけですが、それに伴いまして議長の方から早速議運の委員長の方に13日の3月定例会の初日の時に議運を開いていただきまして、何が何でもとにかく断りをさせるから、一つ許してやってくれやという委員長の要請がございまして、私の方といたしましても、特に解放同盟、それから隣保館の学習につきましてでも、小さな差別でも絶対許すな、それを見抜く力をつけよ、それに差別に負けない子どもを作るというのが、隣保館の主旨でございました。委員長の方より、こういうことだから一つ断りをするからということでございますので、私も敢えては責めませんが、せつかく6日の日に通告したものでございますので、今日の一般質問になるわけでございますので、元々考えてみた時に、本当に何でこんなに差別というものが無くならんのだろうかということ、それからJRの発言につきましてでも、何で今更こういうことが起こるんだろうか、落書があるんだろうか、というふうに不審に感じるわけでございます。町の方といたしましても、この同和学習を16日、17日にかけて、学習していただいたわけですが、そのお話の中にも部落の人が何で悪いこともしないのに、差別されるのかということ強く訴えておられたわけですが、元々この同和問題につき、またこういう部落問題については、徳川幕府の身分制度というものを植え付けてこれからずっと差別が続いているわけなんでございます。

私も特別措置法で20年間過ぎた時に、部落問題だけでなくしてあらゆる差別を無くしようということで、特にこの問題については、部落問題をてこにしてあらゆる差別を無くしようということで我々もそれに大いに協力したわけですが、ところがその当時一番強かったのは、封建制度と言いまして、特に地主さん方につきましては、我々が一緒に作業し、また話をしている中でも、地主さん方が言われるには、「あれが大きな顔をしているけれどな、あれはうちの小方だっただけ、何を今さらかばちたれっだいや。」というようなことを言っていた時代がございまして、特に嫁さん問題につきましてでも、「あそこがいい嫁さんがおるがな、何と世話してあげないや」「いや、あら顔が合わんだけ」。ですからその当時の結婚を見ますと、ほとんど血族結婚に繋がっているというのが言われます。特に住所問題につきましては、常会に言っても「はや旦那さんこっち、はや親方さんこっち」というような非常に厳しい差別があったということも私は覚えています。それから身障差別につきましてでも、あらゆる差別、男女差別につきましてでも、だいたい解決したような気がいたしますけれど、部落差別についてはいまだにどんな法律があろうと、何でこれだけ差別されるのかということ

を私はここで強く訴えたいと思います。

本当に厳しいものである。それから身障差別についても、その方がおらなくなれば、それでその差別は無くなっていくわけですが、部落差別については何代続いても差別が続くということで非常に厳しいものがあるなというふうに感じております。どれだけ我々同和の人達が声を大にして訴えてでもなかなか無くならない。特に町長さんにおかれましては、このたび職員の学習ということで非常にありがたい事業であったなと、私は感じております。

そういうことから、差別の恐ろしさということを訴えたわけではありますが、特に滋賀県長浜市の園児殺人事件については、中国人のお母さんが、新聞でよくご承知のとおり、我が子かわいさによその子どもを殺害したということについては、非常にこの方は寂しさを感じていたんだなというふうに感じます。と、言いますのが、新聞にも書いておりましたが、友達がいない、仕事が無い、それから韓国の方にも呼びかけてみたけれど、何の反応もなかった。私は韓国語が喋れるので、何とか友達になっていたでいいかなという感じからしましたと新聞に書いておりましたが、これも差別の恐ろしさだなというふうに感じます。特に都会の方に行きましては、少し変わった人がおれば、陰でこそこそ、こっちでこそこそ話するのが、非常に差別の厳しさではないかなと私は感じます。

そういうことからとにかく交流を深めてやるということが非常に大切であるということなんです。私は通告しておりましたとおり、下田中隣保館におきましても外国人が学習に来ておられます。ところがその方が、非常に部落の方と親しくして、とにかく私は友達が欲しいんだと、それから仕事が欲しいんだということを盛んに来て言うておられますが、部落の方達も一生懸命その人を大事にしてあげて、特にこの頃は白菜がのぼってしまってやおなくなったものですから、持って帰って食べなさいと言いますと、その返しに肉と白菜を炊いて持ってきて「食べてください」と言っていて、非常に交流を深め、我々といたしましても、微笑ましい感じがしております。

そういう意味からいたしましても、私はこの同和問題については非常に厳しいものであるということを申しあげながら、ここで町長なり、教育長さんに、今後の同和教育についてどのように進めていくかということについて、お尋ねしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは沢田議員さんのご質問に答弁させていただきます。

先ほどご質問にありましたJR大山口駅構内のトイレに書かれた差別落書き、これは、一人の人間としても到底許すことのできない部落差別事件であるというふうに思っておりますし、同和問題の解決を目指して取り組んできた行政にとりましても黙って見過ごすことのできない、誠に慙愧に耐えない事件であると同時に、再びこういう

ことを起こしてはならない問題であるというふうに強く認識をいたしておるところであります。

振り返ってみますと、わが国におきましては、昭和40年の同和対策審議会答申以降、同和問題の早期解決のために昭和44年には同和対策事業特別措置法、昭和57年には地域改善対策特別措置法、昭和62年には地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が制定され、平成14年3月まで法の下で事業が行われてまいりました。

平成12年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定をされ、人権教育及び人権啓発について、国、地方公共団体及び国民の責務について明らかにされているところであります。これらのことによりまして、住環境の改善などにおいては一定の成果がありました。が、いまだに教育、就労、産業など解決すべき課題はあるところでありますし、一方、結婚や就職における差別、あるいは差別発言や差別落書きなど、このような差別事象も依然として発生しているということをご承知の通りであります。このような状況の中で、今後におきまして基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、様々な問題に対し地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施してまいりたいと考えておるところであります。

本町におきましては、「大山町人権尊重の社会づくり条例」が制定されております。この第2条では「町の責務」として、人権尊重の社会づくりに関する施策を積極的に推進するとともに、町行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚を促進しなければならないと規定しております。このことから部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消と人権確立のために、町教育委員会及び町の人権・同和教育推進協議会ともに連携を深めながらさまざまな事業を行ってきたところであります。

今後におきましても、先ほど申し上げましたことを踏まえ、引き続き、人権教育・人権啓発事業の実施にあたっては、実施の方法や実施内容に一層創意と工夫を加えながら関係機関、関係団体ともに連携を密にしながら事業を展開して参りたいと考えておるところであります。今後ともご指導よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 沢田議員さんのJR大山口駅構内のトイレ差別事件を踏まえて大山町の同和教育をどのように進めていくかということについてのご質問にお答えしたいと思います。

先ほど町長が、町長答弁にもありましたけれども、人権が尊重される、そういう町をどういう具合に作るかという辺で、行政と教育行政が連携しながら、これにあっているわけであります。町長部局の方では、主として法務関係の人権啓発、人権尊重であるとか人権侵害、こういった辺りを主として所轄しながら、教育委員会の方では、

人権教育、同和教育、この辺りを担当させていただいております。この町長部局と教育委員会で取り組んでおることがうまく連携するなかで、町づくり、こういうものを進めていきたいという具合にかねてより思い、取り組んでいるわけですが、こういう事件が町内で発生したことを踏まえて私どもも色々と検討させてもらっているところでもあります。

教育委員会の方では、主として意識変革をするという辺りに照準を当てて、そういう辺りをどういう具合に成果につなげるかというあたりで、学校教育課と社会教育課、この2つの課であたっておるわけですが、今回の差別事件の発生を踏まえて、そういう取り組みを再点検しながら一層教育実践を充実させていかないけんという具合に考えております。

小中学校で行っている同和教育には、目標、或いは年間計画など定めて取り組んでおるわけですがけれども、そこにやっぱり教材というような位置づけや、或いは啓発学習する機会をやっぱりどういう具合に組み立てるかっていうようなことが必要になってこようかと思えます。合わせて社会教育の方では、学習の機会をどういう具合に作っていくか、現在では、住んでいる所、小地域懇談会であるとか、町民が一斉に行うそういう大会であるとか、或いは職場サークル、或いは公民館の色々な活動の中に位置付けているわけですがけれども、そういったあたりの連携とか、そういうあたりにも視点を当てていかないけんのかなと思えます。で、更に今回の事件を踏まえて、そういう取り組みの中で、どれにも触れないというか、学習機会から漏れる、そういう可能性のある人たちについても、いろいろ検討を重ねていかないけんのかなと思っているところでもあります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 沢田議員。

○議員（18番 沢田 正己君） 町長さんなり、教育長さんに置かれまして、今後の大きな課題に向かって努力するというご意見をいただきましたので、これで質問を終わります。

----- . ----- . -----
○議長（鹿島 功君） 次、20番 西山 富三郎君。

○議員（20番 西山 富三郎君） 町長さん始め教育長、執行部の皆さん、沢田議員や私がここに立ってこのような質問をすることに心が痛みませんか。私は世の人々に、哀れな人間になるなとこう言いたいのであります。差別の保存地区を作ってはいかんと、こういう考えであります。そして私どもの先輩は、大正11年3月の3日に水平社を創立いたしました。その理念は、自主、自答、自立解放であります。人の慰めや恵みによって、解放されるものではない。自分たちの力で解放するというのを訴えております。そして人間の誇りの論理であります。そして人の世に熱と光の、この3点が理念でありますから、これを基点にいたしまして、以下質問いたします。職

員の皆さんも研修会に出ますけれど、基調提案の時などに他の本を読んで、そういう職員もいました。まともに学習していない、廊下の方に逃げている。議員を始め、多くの公職の方や一般の人も、これまでのことですよ。この間のことは言ってませんよ、出ましたけれど。いねむりしたり、途中でさぼったりしてるような現実がありました。恥かしいことだなどと思っています。議会も行政も全国組織です。解放同盟も全国組織です。強いですよ、全国組織は。一言、申し上げておきます。

そういたしますと、沢田議員と重複したらいけませんので、私は私なりに具体的な項目に入ります。

差別事象に関する課題解決に向けた方策の推進ということが出されました。JR大山口駅構内トイレ差別落書き事件に学ぶ学習会が2月28日に開催され、町内の有志が学習をしました。全国の相次ぐ差別事件を紹介すればパソコン通信による差別事件、結婚差別事件、就職差別事件、企業や職場の差別事件、教育現場の差別事件、地域社会における差別事件、公務員による差別事件、宗教界での差別事件、マスコミ・出版会における差別事件、差別投書・落書き、電話差別事件に分類ができます。

そこで一つ、大山町人権・同和問題に関する差別事象に対する対応方針が示されている。その根拠となるものは何であるか。私は、水平社宣言・憲法・同対審答申が3点セットでなければならないという理念を持っております。これに対してはどうですか。それから水平社宣言をどう分析していますか。またそれにどう学んでいるか示されたい。

それから同対審答申は昭和の解放令と言われていますが、どこが重要であると認識していますか。それから世界人権宣言第1条と水平社宣言の人の世に熱あれ、人間に光あれの宣言は同じ内容だと私は思っています。皆さんはどう思っていますか。

次は、特別措置法的なものから地域の実情と課題の行政に移行した。現状と課題の認識は。部落差別の現実に学ぶとはどういうことですか。

それからなぜ、差別落書き事件が発生すると思いますか。組織・制度・機構・体系・方式・仕組み等大きな課題はあるが非人間的であります。

4番目には、差別撤廃の国際的原則（人種差別撤廃条約など）から学ばなければならない、この原則の認識を伺います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西山議員さんのご質問に答弁させていただきます。全国に相次ぐ差別事件、これにつきましては、議員さんが今ご紹介された通りであると承知しておるところであります。はじめに「大山町人権・同和問題に関する差別事象に対する対応方針」の根拠になるものは何であるか、というご質問でありました。そして、それは水平社宣言・憲法・同対審答申がセットでなければならないというご意見もいただいたところであります。

本町におきましては、「大山町人権・同和問題に関する差別事象に対する対応方針」を作成しております。その前文においては、「人権・同和問題は、憲法に保障された人間の尊厳と自由、平等に関する基本的人権に係わる重要な問題である。」との視点から差別事象が発生した場合の対応方針を定めたものであります。

ご質問の水平社宣言は、近代日本の最初の人権宣言とも評価されており、日本国憲法は人権主義の憲法ともいわれ、同和対策審議会答申では「いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる問題である」とうたっております。

次に、「水平社宣言」をどう分析し、学んでいるかのご質問であります。この水平社宣言は、大正11年3月3日、部落差別の解放を求めて、全国水平社の創立が京都の岡崎公会堂でおおよそ3,000人余りの人々が結集して開催されたときに「宣言」として決議されたものであります。「人の世に熱あれ、人間に光あれ。」これは余りにも有名な言葉であります。この有名な宣言は、先ほども申し上げました通り「近代日本の最初の人権宣言」とも評価をされているものであると考えております。

次に「同和答申は昭和の解放令とも言われる。どこが重要であるか。」のご質問でございますが、その前文においていうまでもなく「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる問題である」とし、「同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」としております。

答申は人種起源説を強く否定し、差別を心理的差別と実態的差別に分類をし、その相互作用を明らかにするとともに、実態的差別の中でも、職業選択の自由、即ち就業の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大であると指摘した点であると思っております。

次に「世界人権宣言第1条と水平社宣言の人の世に熱あれ、人間に光あれの宣言とは同じ内容と思わないか」とのご質問であります。世界人権宣言は、昭和23年に第3回国連総会で採択されたもので、世界人権宣言第1条では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である・・・」とうたっております。このことからすれば、基本的人権についての思想は同じものであると思っております。

次に、「現状と課題の認識、部落差別の現実に学ぶとはどういうことなのか。」というご質問であります。現状と課題の認識につきましては、先ほど沢田議員さんへの答弁をさせていただいているところでございます。

次に、「部落差別の現実に学ぶ」とは、厳しい差別の実態を直視し差別の現実から社会的背景に迫り、教育課題を明らかにしていくこととあります。ただ単に「差別の現実」を事象として理解するのではなく、被差別の立場にある人の生活に触れたり、話

を聞いたり、共に語り合う中で自らの生き方やありさまを問い直すことであると理解をし、認識をいたしております。

次に、なぜ差別落書き事件が発生すると思うかのご質問であります。鳥取県内では、平成14年から平成17年3月まで発覚した差別事件は76件であると報告があり、そのうち差別落書き事件は40件にも達して5割以上であるというふうに報告を受けております。まことに遺憾なことではありますがこういった状況は、人々の差別意識が社会意識として根強く存在していることを表した結果であり、人権教育活動及び人権啓発活動がまだまだ充分ではないといわざるを得ません。

次に「差別撤廃の国際的原則から学ばなければならない。認識はどうか」というご質問であります。先ほど世界人権宣言のお話がありましたが、この人権宣言は世界で初めて、世界中のすべての人に保障されなければならない権利として30条からなるものであります。国や性別、民族などの属性に関わり無く、すべての人が享受するものであると記されています。その後、国連では現在まで27の主要な国際人権条約を締結していますが、このような「宣言」や「条約」は、すべての人に普遍的に保障されるべき具体的な権利を記したものであります。また、「人種差別撤廃条約」については、人種差別を撤廃することの重要性、差別を撤廃するための基準を国際的に明らかにした極めて重要な条約であると認識をいたしております。

今後、これらの国際的な「宣言」「条約」などの研修につきまして、機会あるごとに学習していく必要があるのではないかと考えておるところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 次、教育長の答弁を。先にどうですか。西山議員、通告答弁求めておられたでしょ。はい、なら西山議員。

○議員（20番 西山 富三郎君） 一通りの勉強はしておるようですけれど、やはり私どもから言わせますと、具体的な肝心な所がピンとこんです。人権行政、人権行政と言ってますけれど、その内訳は、人間汚染を作ったらいかんということが基本ですよ。人間が汚染されているでしょ。汚染されているから差別発言をしても、居直って平気でいたり逃げたりしているわけですね。まず、人権汚染に退治してこそ、人権行政ですよという、この視点を一つ持って下さい。それからですね、行政はこれはやっぱり一般論でもありますけれど、住民の二歩先を行かないけんわけですわ。全ての行政で、住民の二歩行かんと行政ではないですよ。この間の先生も言ってましたね、皆さん方の給料の中に、国家公務員の課題である人権対策への給与分が入っていますよ。昔の役場の名和町の職員がこう言ってましたよ。「西山さん、役場の職員っていいもんはいいもんですわ。銭もらって勉強させてもらいますから。」って言ってましたよ。皆さん方もお金もらってます。私どももお金もらってます。寝とったりするような議員ではいかんわけですね。そういう議員はおらんけれど、我々は報酬頂いておるわけですわ。頂いておるといふ気持ちを矜持をもたないかんわけですね。まず、人権汚染

に対することで、人権汚染が蔓延しております。

そこで水平社宣言、憲法、同対審の答申、人の世に熱あれ、人間に光あれ。教育長、人の世に熱あれ、人間に光あれということ子どもたちにどのように教えているのですか。それからね、部落差別の現実に学べという認識が、少し具体的ではないですよ。部落問題の解決の始めは、実態をつかむということですから、それは分かりますけれど、軽視は放置なんです。何言っとるだろ、知らんふりしておいたれ、あれやちがやっておるぐらいなものだ。軽視は放置ですよ。

そこで、部落差別の現実はずまず具体的に5つあるわけです。1つは実態、2つは市民側の差別意識、差別事件。そしてその市民側の差別の実態、差別落書きをしたり、差別発言をしたりする現実認識をとらえないかんわけです。それから我々被差別部落の側のトラウマ、トラウマと言うのは精神的な痛みということですね。このような実態や差別意識や差別事件や市民の実態や地区の人の悩み、そういうふうなものを実態として考えて、これに学んで自分たちが変わっていくことですよ。変わるんです。変わらんと差別は無くなるのですよ。行政が変わらないけん、人間が変わらないけん、職員が変わらないけんということが出てきてません。どうですか。変革という言葉が出てましたけれど、そういうことです。それじゃあ、もう一つ聞いておきますけれど、一生懸命で同和問題やってきますわ、それでは一体あの人たちは、どこを目標にして、どこまで進んだら運動を止めたり、発言を止めるだろう。部落問題の解決をしようとする終着駅、目的はどこにもっておられますか、教えてください。

それから、よく結婚問題が出てきますけれど、この間は、江崎先生ですか、お父さんのお母さんのお母さんのお母さんのお父さんのお父さん、って言うてましたけれど、10代遡れば、2,046人のお父さんやお母さんがいるんだそうですよ、ずっとつながる。20代遡れば209万7,150人、ですからみんな血が繋がっているわけです。それなのに血が違うなんてとんでもない認識ですわ。そういうふうなこと。

それからやっぱり落書きは歪んだ字が暗い人間像ですわ。地区の人に対するやっかみ、妬み意識、自分に自信がないから落書きをするわけですね。自分がうまくいかないと他人のせいにする。自分に自信が持てない人の卑劣な行為だと思うですよ。

それから、最後の方に入りますけれどね、今朝の日本海新聞を見ましたら、知事が積極的だったのに、この今の人権条例についてですね、非常に動かなくなったと。それで、議会側は折衝しておりますけれど。速やかな検討に入りなさいというふうな付帯意見をつけて終るかなということですが、知事部局とか、他の人が言うのでは、人権侵害の類型の分類ができんっていうわけです。人権侵害の人類の分類はですね、事象があつてあればそれは出来ると思いますよ。大山町役場では差別の累計をどういうふうに分析しているんですか。説明してください。

それからね、差別の国際的な話が出てました。確かに27条あるんです。これ人種

差別撤廃条約などというふうな関連法がいっぱいありますから、それを要約しますと、これも5点に絞れますわ。一つは差別の禁止です。2番目は被害者の仲裁、3番目には劣悪な実態の改善せんといかんですね。4番目には教育啓発による差別意識の払拭、標製、人間関係の構築なんです。今鳥取県が、人権救済条例をやろうとしているのは、1番に値する。2番に対応するものですよ。それから2000年12月に施行された人権教育啓発推進法4に相当するものです。

そこで町長、鳥取県のごことは聞きませんが、国において人権救済条例は必要だと思いますか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは、西山議員さんの再質問に答弁させていただきますが、先ほど答弁を申し上げましたように、町としての取り組みも更に一層連携を深めながら、取り組んで参らなければならないというふうに思っているところでありますが、基本的には、この差別という問題、差別を受けているものでないとそのことに気付かないというのが差別の実態であろうというふうに思っております。そういった意味では、同和問題に限らずさまざまな差別事象が未だに後をたたないわけでありまして、その差別を受けている側の気持ちというものに気付く、そういった取り組みをしていかなければならないのではないかというふうに思っております。これは、あくまでも学問とか学習ということではなく、感性の問題としてそういったところにお互いが気付き合う、そういう町づくり、そういう人間形成をしていくことが肝要だろうと思っております。そういった点を充分踏まえながら、もちろん職員も行政の職務としてその一役を担っておるわけでありまして、自分自身の課題として、更にその思いを多く、一人でも多くの方々に理解して頂くように、そういった学習を含め行動もとっていかなければならない。

そういった中で、先ほど来、県の救済条例等、議論をされておるところであります。いずれにしても差別を受けた人を放置はできないわけでありまして、救済をしていく、支えていくということは大事だろうというふうに思っております。それは法の整備を待つまでもなく、やはりみんなですういったことを理解し合える環境を作っていくことがまずは大事ではないかなというふうに思っております。法ももちろん大切ではありますが、まずは法を越えた人間としてのそういった関係を築いていくことが大事ではないかなとまず思っております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 西山議員さんのご質問にお答えいたします。

人の世に熱あれ、人間に光あれ、この言葉を学校現場でどのように教えているかというこのご質問でございますが、ご承知のように大正11年の全国水平社宣言の最後を締めくくるこの言葉は、短い中に多くの願いを込めている、そういう言葉だと掌握

しております。始めの人の世にという、この世というところは、個人でなしに人間関係と言いますか、そういう辺りに焦点を当てて、そこに熱あれと、情熱、でこの情熱と言いますのは、前向きだけでなしに、差別の現実を怒る、そういう怒りも更に大切である。その怒りの強さが強ければ、やはりそれを解放する力もパワーも生まれるもんだと、こういう関係を子どもたちには説いているところでありますし、光あれという部分については、そういう現実を踏まえながら、展望が必要であると。で、光を展望とするならば、その展望には理念がいる。その理念に、先ほど仰いました全国の水平社宣言のいろいろな問題提起、崇高な提起というものがそこにあり、その理念を実現するために目標を定めて取り組んでいる。で、光と熱、情熱というのが、一体化することが必要であります。議員おっしゃいましたけれど、学校教育だけでなしに、社会教育の領域でもこの言葉が含んでおるものを教育、啓発の中に取り込んでいく必要があるという具合に考えておるところであります。以上。

○議長（鹿島 功君） 人権推進課長。

○人権推進課長（近藤 照秋君） 失礼いたします。先ほど差別の累計というお話が出ました。本町におきましては、差別の種類について今検討加えているところでございますけれど、一つには、見ただけで分かるレベルのものがございます。これは、差別落書きとか、インターネット上の書き込みなど、或いは就職差別などがあるだろうというふうに思っております。

次に、注意深く見ると分かるレベルのものがございます。立地条件とか、識字問題などが考えられると思います。それから見ただけでは分からないものもございまして、進路保障とか、就業保障等があるのではないかなというふうに考えてるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 西山議員。

○議員（20番 西山 富三郎君） 部落差別の現実を学ぶというところでね、一点ここで皆さん方と学び合っておかないかんことはね、集団から学ぶ、差別したものが、差別されたものからの忠告やらアドバイスを素直に聞くということがですね、糾弾という言葉が大きいようですけど、人の間違いを直すということですから、間違いを起こした人が素直に皆の意見を聞くということが大事一番なんです。糾弾からそれを学んだという言葉になるんです。その典型的なものが、ここに曹洞宗の方が沢山おられると思っておりますけれど、世界宗教社平和会議というのがね、昭和54年に開かれたんです。曹洞宗の執務総長の松田さん、山口県の方ですけど、世界の大会に行きまして、日本には部落問題なんてないのに、一部の人が騒いでいるんだという発言をしたんですね。それが分かることになりまして、解放同盟から糾弾を受けたんです。日本一えらい坊さんだと思ってるのが坊さんですから、最初腕を組んでふんぞり返っておったんですけど、あなた方が先ほどおっしゃったように、当事者、個々

具体的な差別を受けておる方の心からの叫びを聞いて、糾弾っていうのやね、私ども差別を無くそうというのが、心からの叫びなんです。人間立派な人間になりましょう、まともな人間になりましょうという訴えなんです。それをふんぞり返って聞いておったんだそうですわ、1回2回3回。そしたらもともと賢い人ですから、日本一の坊さんだと思っっているような人ですから。自分の体から甘皮が抜けるように心が出来てきた。これは大きな間違いをしておったということですね、改心をしまして、全国を講演してまわったという、そんな歴史があるわけです。いっぱい差別事件に学んだんです。差別事件に学び、糾弾に学び、行政が確立したり教育が確立したり、人間が確立できたんですよ。いつか教育長とも話したんですけど、教育長は権限教育と言った、権限教育の先に積善があるよと、積善の語源は孔子の言葉だよというふうに長い歴史があるわけですから、やっぱり苦しんでおる人、差別を受けた人の訴えをまともに聞いて、それとまともに向き合うということ、姿勢がですね、行政も教育委員会も議員も、差別した人もそういうことがなかったら解決できんですよ。糾弾というものはそういうものですよ。どうですか、部落差別の現実に学ぶというのは、差別事件の訴えを学ぶということも入りますが、その辺町長認識はどうですか。私は間違っただような考えですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 答弁させていただきますが、議員ご指摘の通りであろうと思っております。先ほど申し上げましたように、差別を通して何を学ぶかということではありますが、差別をしない、差別をしてはいけないということ学ぶのではなく、差別をされている側の痛み、辛さ、このことを自分の問題として気づくこと、これが学習の中で最も大切なことではないかなと思っております。したがってこれは、事象の問題ではなく、それぞれ一人一人の心の問題であると思っております。そういった取り組みをしていくことが、一番重要だろうというふうに認識をしておるところです。以上です。

○議長（鹿島 功君） 西山議員。

○議員（20番 西山 富三郎君） 次進みます。選挙管理委員長ご苦労さんです。町長、町議選の選挙広報の発行をして欲しいという質問です。

旧名和町は選挙広報を発行していました。町議の選挙は次回から大選挙区になります。顔も知らない、名前も知らない、政策も知らない状況での選挙は法の予想するところでない。

その選挙が選挙人の自由に表明する意思によって公明かつ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期するものでなくてはならない。それを担保する責務がある。必要と思うか。

○議長（鹿島 功君） 選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（野口駒次郎君） ただ今の西山議員さんの質問にお答えいたします。旧名和町では、町長及び議会議員選挙の執行時には、公職選挙法第172条の2の規定に基づき、名和町選挙広報の発行に関する条例を制定し、選挙広報を発行しておりました。公職選挙法第172条の2の規定では、選挙広報の発行は各市町村が条例制定によることにより可能となります。合併時の選挙は特例的に旧町村単位の3つの選挙区で執行されましたが、平成21年度4月に執行予定の町長及び町議会議員選挙からは、全町一つの選挙区で執行されますので、候補者の皆さんの政策や、プロフィールをお知らせする手段として、選挙広報の発行は重要ではないかと考えております。

つきましては、先ほどもご説明いたしましたように、条例の制定が必要となりますので、条例制定を町長部局に要望して参りたいと考えている次第であります。ご理解とご協力を申し上げ、選挙管理委員会委員長として答弁を終わります。

○議長（鹿島 功君） 西山議員。

○議員（20番 西山 富三郎君） 委員長、ハートビル法という法はご承知でしょう、ハートビル法。もう一つ、交通バリア法というのがございます。これをあわせたようなものが今度の28日に国会に提案するわけです。ハートビル法というのは、優しい建物、心の通った建物っていうふうな意味ですね。姉齒の建築士だとか、東横インみたいなものはいかんわけですね。エレベーターの中は大きさを何ぼんにして、車椅子で自由に方向転換ができるようにしなさいとか、廊下を通るときには、車椅子がすれ違うようにしなさいとか、ドアがどうだとか、上がりぐあいはどうだとか、そういうふうなことをやっている建物には、ハートマークが頂けるといのがハートビル、それから道路は、障害のある方もスムーズに安全に通れるようなバリアフリーをやっている、これの合わせたようなものが28日に国会に出ます。何故こんなことまで言ったかといいますと、庄内地区の庄福には、選挙の投票所ですけれど、階段が沢山あってとても高齢の方や、障害のある方は、投票所に行けないと思いますよ。あそこに行きたくないという人がいます。ですから、投票所も皆が行かれるようないい所にしてもらわんといかんと思いますよ。中山、大山には、どういう状況があるか知りませんが、私の一番近い所ではそんな状況があります。

それから先ほどからそういうふうな視点も持っていただきませんと、私は選挙管理委員会の明るい選挙も明るい選挙にはならんと思いますよ。違反をするのじゃなくて、皆が選挙に行きましょう、選挙に行かせる形が一番明るい方法だと思うんですわ。名和町です、やっぱり病院とか施設とか、そういうところはやっぱり全部スロープで上がりやすいようにせないかんです。最近Aコープが段段であったものがスロープになっていますね。そういうふうなことから、そういう投票所もですね、ハートビルのバリアフリー法的なそんなお考えで指導して頂けませんでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 選挙管理委員長。

〔「議長。」の声あり〕

○議長（鹿島 功君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（諸遊 雅照君） 先ほど西山議員の方から、バリアフリー的な観点も取り入れた障害者の皆さんに配慮した投票所の選定というふうなことのご提案を頂きました。

実を申し上げますと、現在大山町におきまして49の投票所がございます。この投票所につきましては、それぞれ旧町単位の投票所の選定という形になっておりましたので現在この投票所の数の見直しを選挙管理委員会で行っているところでございます。合わせまして先ほどご提言いただきましたような障害者の皆さんに優しい投票所あるいは高齢者の方が利用しやすい投票所というふうなことにつきましても、この投票区の見直しと合わせましてその施設等を選定し、対応して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 西山議員。

○議員（20番 西山 富三郎君） 最後の質問に入ります。三位一体の改革に不安であります。

骨太方針では、引き続き自治体を実施する必要があるものについては税源委譲するとしていますが、それも8割程度とか徹底的な効率化が前提というものである。結局、地方への財源は削られ、住民サービスの低下につながります。また、農山村の自治体では住民や企業など課税対象が少ないため、税源委譲されても廃止される補助金の額に到底及びません。

そこで財政力の不均衡を調整し、自治体の財源を保障している地方交付税の役割が重要になりますが、この交付税の機能を逆に縮小するというのですから自治体が不安を抱くのは当然です。鳥取県では国庫負担金削減の影響と交付税の削減額。地方部に厳しい三位一体改革（財政力の高い団体ほど一般財源が伸びている。都市部と地方部の財政力格差が拡大）日本全体の地方一般財源は確保されても財政力の格差により地方部では一般財源が減少する。所得税の税源委譲により交付税が弱体化する。交付税は既に激減している。交付税の大幅削減は約束違反。地方の自主性が高まらなかった三位一体改革。（単なる負担の付け替え）報われない行政努力。交付税措置を約束された公債費の増や三位一体改革により、一般財源必要額は増加しているにも関わらず、交付税を始めとする一般財源総額は大幅に削減。このようなことを県は示しています。大山町ではこのようなことに対しては、どのように受け止めていますか、具体的に説明してください。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは西山議員さんの「三位一体の改革に不安」についてのご質問に答弁をさせていただきます。

政府・与党は、国と地方の行財政改革を進める観点から、「地方にできることは地方に」という方針のもとに、平成18年度までに4兆円程度の国庫補助金改革、3兆円規模を目指してきた税源移譲、地方交付税見直しなどを検討してまいりました。

三位一体の改革は、国から地方へ各種補助金負担金を移譲する一方、地方に税源を移譲するというものであります。

税源移譲は、平成18年度税制改正により、所得税から個人住民税において行い、個人住民税所得割額の税率を一律10%の比例税率とするとし、平成18年度は暫定措置として所得譲与税による税源移譲を行う見込みであります。

補助金負担金の削減により不足する額は、地方交付税、所得譲与税で補てんされることになってはおりますが、実際には地方財源の均衡化を図り、かつ必要な財源を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資する機能を持つはずである地方交付税は抑制の方針に基づき、平成18年度国の予算では、約1兆円の減少となっておりますし、所得譲与税の交付額も、その額を下回る見込みでありますので、地方財政は確実に追い詰められてきておるといふふうに思っております。

三位一体の改革が進む中で、平成18年地方財政対策における地方税、地方交付税、臨時財政対策債、地方譲与税等の一般財源総額は、僅かながら平成17年度以上の額が確保されておりますが、議員さんをご指摘のとおり、都市に厚く地方に薄い配分傾向が読み取れますので、都市と地方の財政力の格差はますます拡大することが憂慮されております。

さて、最後に三位一体の改革による本町の影響についてであります。三位一体の改革は、平成16年度から進められております。平成16年度には、児童保護費等国庫負担金のうち、公立保育所運営費の負担金が廃止されたことに伴いまして、単年で7,000万円の影響を受けておりますし、今後購入を予定しています消防自動車に係る消防設備費国庫補助金等の制度廃止により、3台分で3,600万円程度の影響を受けることとなります。幸いにも、地方交付税におきましては、普通交付税額の算定の特例、いわゆる合併算定替によりまして、平成18年度から10年間は、合併しなかった場合の旧3町ごとの交付税算定額の合計額が交付されておりますので、顕著な影響は表面上は見えてきておりませんが、臨時財政対策債の総額の抑制を図るなど、巧妙に制度改正を試みていますので、今後も、地方6団体と連携を図り、弱体化しつつある地方交付税制度の見直しや、実効性のある税源移譲について、国に対して要請してまいりたいと考えておるところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 西山議員。

○議員（20番 西山 富三郎君） 町長が大の仲良しの南部町の坂本町長は「国の財政再建の片棒をかつがされた」こんなコメントをしました。岩美町の榎本さんですか、町長は「地方は人材を送り出し、残されたものが地域を守っていく。それらを守るために交付税を守らなければならない」と言っています。湯梨浜の山本町長は「改

革の第一ラウンド終わり、良かったという思いは全くない」と言っています。

そこでね、片山知事は、三位一体改革により一般財源化されたものは、地方裁量の余地が無いことや、税源移譲により交付税が約 1 兆円減った。ぎまんであると言っております。あなたが答弁したように。で、聞きたいことは、石破衆議院議員が、財政民主主義が地方にあればという話、どう補助金を排出すべきという考えはない、石破衆議院議員がそう言っておるですね。財政民主主義が地方にあればという話だと、どの補助金を排出すべきという考えはない。これはどういうふうに皆さん受け取ってま

すか。

それからもう一つはね、交付税は、普通交付税と特別交付税に分けられておりますが、この比率は何対何ぼですか。交付税、普通税と特交の割合は何対何ぼ。それから私は何十年前から言っておるんですけど、特交にはルール分ってというのが、ないんですね。で、ルール分というのは、だいたい幾つくらいですか。このルール分の中に同和地区の対策が入っているわけですよ。でね、私今、同盟の方の役員はしていませんけれど、若い頃は県連の執行委員だったわけです。で、石破知事さんが、知事室に我々執行部を集めまして、これから同和对策事業を始めようとする、県民、市民、町民が文句たれるから、そうじゃないという為にくら特交が来ておるということを発表してやると言っていて、石破知事が昭和 45 年の段階ですわ、発表したんですよ。ですから大山、中山、名和には相当額の交付税がきておるわけです、特交が。けども我々は、特交以上に大きな事業をしましたから、特交のことはあまり言ってなかったけれど、これからは事業がほとんど無いわけです。しかし、特交はあるだろうと予想するんです。それでその頃私は文部省に行ったり、自治省にしょっちゅう行っておったわけです。それで自治省には柴田という事務次官があつて、この人は京都の地区出身の方で、自治省の事務次官しておった人柴田って、京都の知事選に出たですけどね、柴田はいいけれども、自民党から推薦されて出たんですけど、柴田優秀なやつだけれども出が出だけなということで落とされちゃったんです。その人がこれでいいんだよと、これでいいんだよって言っておったんです。ですから衆議院議員の話と、交付税の比率とルール分の説明、ちょっとお願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西山議員さんの再質問に答弁させていただきますが、先ほどご紹介がありましたそれぞれの 3 首長の考え方、更には知事等のこの三位一体改革についての評価と、披瀝されたわけではありますが、思いとしては私どもとしても同じような思いを持っておるところでございます。どう見ましても、今回の第一ラウンドと言いますか、この三位一体改革財政的に国の財政を改善するための施策、それに重点をおかれたのかなという懸念を払拭できないのも事実であります。

先ほど言われました石破議員さんが言われた財政民主主義、というのがどういうこ

とかというところにつきましては、私もどういった思いでなのかちょっと詳しくは読み取れませんけれども、いずれにしてもやはり地方自治体が、それぞれがその財政を自分の力で確保するということができていると、そういった意味でそのことを求めておられる意味なのかなというふうに思っておるところでありまして、そういう意味であるならば、正に税源客体のない地方に取りましては、この三位一体改革による税源移譲もその自治体として自分で確保できる、それだけの力量がある自治体はそう多くはないだろうというふうに思っているところでありまして、やはり今までどおり交付税の役割が大切になって参りますし、また国の関与の薄い交付金制度等こういったものも必要であろうと思っております。そういった中で第一ラウンドとしての例の補助金、負担金の見直しされたものにつきましてのほとんどが、地方自治体として関与が出来ないような裁量のないようなものばかりを廃止したのかなという思いがありまして、まだまだそういった意味ではこれからの三位一体改革、或いは行政改革に向けての取り組み、我々としてもしっかり物を申していかなければならないというふうに思っておるところであります。

交付税につきましては、総務課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） 西山議員さんのほうから交付税制度の件につきましてご質問頂きました。まず第一点目であります、普通交付税と特別交付税のその比率ということでございました。これにつきまして我々が認識しております比率の関係で申しあげますと、普通交付税が97、特交が3じゃないかというふうに理解しております。

それからルール分の数ということでございます。ルール分につきましては、特別交付税の制度をそのものをご説明しなければいけません、特別交付税につきましては、既に単価等定められていますルール分とそれから特別委譲分ということから成りたっております。ルール分の配分につきましては、特別交付税が12月と3月に交付されますので、それぞれその時期によってルール分の数は異なっておりますが、現状の中でそのルール分の数は把握はしておりません。

それから最後に申し上げられました地域改善に係るルール分の額ということでございます。特別措置法が執行になりました14年3月以前につきましては、およそ1町当たり5,000万程度の地域改善対策に係るものがルール分として算定されておりました。しかしながら、その法執行以降、現実的に事業等も縮減を図られておりますので、現状の中では、およそ3,000万程度じゃないかというふうに把握しております。以上でございます。

〔「終わります」の声あり〕

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩いたします。再開を10時55分にしたいと

思います。

午前 10 時 45 分休憩

午前 10 時 55 分再開

○議長（鹿島 功君） 次、2 番 西尾寿博君。

○議員（2 番 西尾 寿博君） 2 番、通告どおり順を追って質問したいと思います。

まず最初に、山口町長にとっては初めての大山町予算を組まれたわけであります。相当苦勞されたというふうに漏れ聞いております。執行部の皆さんも少しでも効率良く、そして良質な住民サービスの提供を目指してのことだろうと考えております。町長は言うまでもなく、会社で例えるならば社長であります。約 2 万人の生活、安全、お金、資本に見合った設備投資など、整合性、合理性を考えながらの行政手腕の真価が問われようとしております。

厳しい財政状況の中で、行政サービスと行政の建て直し、この相反するようなものを同時に解消するという、難しい、しかしながらやりがいのある仕事をやろうとしておると思っております。町長は、今合併以前にですね、合併協議会の中で、中心的な役割を担ってきたと認識しております。つまり、助走をつけながらのスタートを切ったというふうにだいたい見ていいんじゃないかなと思っております、期待をしております。

そしてこの度です。行政改革審議会が立ち上がりました。12名の委員さんの構成だというふうに聞いております。まず、一番目に町長は、この審議会にどのような思いでおられるのか。まず行政改革に対する考え方をお聞きしたいと、このように思っております。今、先ほど西山議員さんが言われておりましたが、片山知事が、今回の三位一体のやり方は、強い者の手を取り、弱い者の足を引っ張る、つまり国と地方を例えて言ったと思いますが、このような政策の中で、町長は本所・支所方式という選択を取られました。その中でもう一年が過ぎ、本所・支所ではですね、顔が見えないだとか、声が聞こえない、忙しいだとか、不協和音が聞こえてきております。それによって住民は、この合併に対する不満と不安が募る大きな要因になっていきはしないのか。そして支所地域の住民にとっては、支所がこのまま無くなってしまうのではないのか、逆に言うと本所の方に軸足が大きく傾いて、いずれ無くなってしまうというような不安さえあるというふうに感じております。

そこで二点目にですね、今後予想される退職者の補充に対する考え方、これについて10年間で62名の退職予定者がおられると。今年は、予定では1名、来年3名、再来年3名だったと思うんですが、今年既に6名の希望者がおられるというふうに伺いました。したがって、加速するのかなというふうに考えております。それについての補充に対する考え方をお尋ねしたい。そして今、今年大きな財政改革がありました。財政のたて直しに向けて、町長も給料の10%、助役さんが9%、そして教育長さん

が8%というふうに給料を減らす。そして職員も平均3%の給料の減額、ということが決まったふうに聞いております。その上、人事院勧告の中で4.8%というようなこともありまして、そして国や県の人事院評価制度入れ、その中でわたりというように各最近の新聞で市町村、県もですが、わたり廃止と、とても分かりづらい。この「わたり」という言葉、私も議員になって初めて聞いたわけですし、ちょっと本を読んでも分かりづらい、これ多分町によってやり方が違うのかなというふうに考えております。この分かりやすい説明、難しいと思うんですが、端的にこのような問題をとというようなこと、そしてそれに対する取り組みをお聞きしたいと、まずこの三つからお伺いしたいと、こういうふうに考えております。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは、西尾議員さんのご質問に答弁させていただきます。実質的な町政のスタートとしての所信を問うということで三点ご質問をいただきました。

まず、一点目であります。政務報告でご説明をいたしましたように、公正かつ適正な行財政改革を推進するために、平成18年3月1日に大山町行財政改革審議会を設置をいたしまして、大山町の行財政改革大綱および集中改革プランの策定について諮問をいたしました。大山町行財政改革審議会条例第2条では、「審議会は、町長の諮問に応じ、本町の行財政改革の推進に関する重要事項について必要な調査及び審議を行い、町長に答申する。」と規定されておりますので、諮問事項のほか、補助金等の適正化や公共施設の管理のあり方につきましても、ご審議いただきたいと考えておるところであります。

さて、ご質問の行財政改革審議会の答申について、私の考えはどういうことかということですが、財政の健全化をはじめ行財政改革は、これからのまちづくりを進めていくうえで、喫緊の課題でありますので、いただきます答申は重く真摯に受け止め、今後の行財政改革の指針としてまいりたいと考えているところでありまして、先ほど来のさまざまな合併後の課題につきましてもその中でご議論をいただきたいと考えておるところであります。

次に、今後予想される退職者の補充についてということですが、今議会に、大山町職員定数条例の一部を改正する条例を提出しておりますが、大山町の条例上の職員定数は、270人です。しかし、現在配置しています一般職員の数は、265人です。さらに、平成18年3月31日に6人の職員の退職が予定されておりますので、本年度末には、職員数が259人となる見込みであります。

合併協議会の幹事会におきまして、新町の職員配置については、平成17年度から平成26年度までの10年間で、現行の職員数265人を38人減員をし、227人とするため、職員採用は、退職者の3割を補充すると規定をいたしておりますが、現

行の業務体制や財政状況を勘案しながら、適正な人員配置についても、定員管理計画と併せ、行財政改革審議会でご審議をいただきたいと考えているところであります。

最後に、「わたり」といわれるものに対するの取り組みということでございました。新聞等で報じられていますように、従来の給与費制度には、昇任を伴わずに年功的に昇給するいわゆる「わたり」という制度が運用されておりました。これは、職員給料表の職務の級に、一定年数在級すれば、その年限が経過後には、昇任昇格がともなわない場合でも自動的に上位の級に昇給するそういうシステムでありました。平成18年4月から実施をされます給与構造の改革の基本方針として、年功的な給与上昇を抑制し職務・職責に応じた俸給構造への転換や勤務実績をよりの確に反映し得るような昇給制度、勤勉手当制度の整備が求められております。

今議会に提案をしております「大山町職員給与に関する条例の一部を改正する条例」では、これらの基本方針を踏まえ、町民のみなさんの目から見て合理性、納得性を持つ制度へと改正をしておりますので、この条例の制定により「わたり」制度は自動的に廃止されるものというふうに考えておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 2番 西尾 寿博君。

○議員（2番 西尾 寿博君） この行政改革審議会のメンバーがどなたかご存知だと思います。私はまだ分かりませんが、その議員さんの声が町長は真摯に受け止めると言われました。そうなりますと、住民の声はその委員さんの声として反映されるわけですが、その委員さんがどのように決まったか、そして問題はその住民の声が委員さんを通して反映されるのか、ということの一つ伺いたい。

もう一つ、そして3割補充というようになっておりますが、実はどんどん減っていくわけですね。そうなりますと本所は本所の役割、支所は支所の役割として数が減っていくのに、どうやって人員配置をするのかということと、そしてこのわたり、或いは職員3%平均ということになりますと、急に決まったということで3%減らされた上に、またそういったこと、皆さんが生活設計の中で、今までであると考えたものが急に無くなる。そうなりますと当然生活設計の見直しだとか、家のローン、子どもの学校、いろいろあると思います。そうした中で、この大山町で大きなお金を動かす業者というのは、まず第一にこの役場、100億以上の金を動かす。そして住民がそれについていくとなると、皆さんが2万人弱の方がその指針について安全と安心を担保にされながら発展していくということになるわけですね。そうなった時にあまりにも急な国・県の言われた通りにやるのは当たり前なのかも知れませんが、逆にその担う中心の役場がやる気を無くすようなことがあってはならないというふうに思っております。その辺をもう一度答弁お願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは西尾議員さんの再質問に答弁させていただきます。

まずこの行財政改革審議会であります。12名の議員の方にご就任いただき、今内容について協議を頂いておるところであります。この構成メンバーといいますのは、住民の皆さんから選定をさせていただいたという方々でございますが、基本的にはさまざまな合併協議の中でまだ協議が成し得なかった課題もあるところでありまして、また合併をしてみて改めて実際に運用してみた中でも問題点もさまざま出てきている課題もあるわけでありまして。

先ほど来ご指摘の本支所方式等もその一つであろうと思っておりますし、更に合併までに、結論が出しえなかった補助金とか負担金の課題、こういったものもあるわけでありまして。そういった意味から、その協議の経過等を詳しく周知をしておられる、そういった方々にも入っていただいたところがございます。そういった中で、具体的には、合併協の幹事として中心的に取り組んでいただきました旧3町の助役さん3名、更には合併協議会の中の委員として参画いただいた方3名、更には各区町会、旧3町ありますね、区長会の区長会長さん方を中心に、その他もいらっしゃいますが、12名で構成をしているところでありまして。そういったところで今新しい町としての行財政改革、これについての内容を議論して頂いておりますが、そういった意味では、町民の皆さんの声というのは、その方々からも通しても出てくると思いますが、また直接的に我々が業務を行う中で住民の皆さんから寄せられてる声、これも当然審議会の委員さんの中にお届けをし、議論をしていただきたいというふうに思っているところでありまして、議員さんの皆さん方も含めまして、今のいろんな課題につきましてどんどん住民の皆さんの声をいただければ、それはきちんとその審議会に反映できるような取り組みにももちろん持っていきたいなというふうに思っているところでありまして。

それから、職員の数、これが減少していく中で、本所・支所の機能がどうなっていくのかというご心配があるかと思っております。もちろん、適正な人員の配置、これが何人なのかということは、町が取り組む施策というものをきちっと整理をしてみないと分からない話であります。合併協の中で一つ示されました適正な定員というのは、これは全国の類似の団体である人口規模とか、産業規模或いは面積等、こういった類似の職員の自治体における職員の数がだいたいそのくらいだということの中でそれを目標とした定員管理を行おうということ、それを目指した今職員の補充をしているところでありましてけれど、ただこれはそれぞれの自治体の中において、その行政の役割というのが、何なのか。それによって必要な職員の数が決まってくるんだらうと思っております。これから住民の役割、行政の役割、国の役割、県に役割あるわけですが、そういった中で大山町として果たさなければならない役割、それを果たす上で必要な人員が何人になるのかというのが適正な私は定員だらうというふうに思っています。

そういった意味で、審議会の中でもそういったことも議論いただく場もあろうかと

思いますけれど、一概に何人ということは言えませんが、いずれにしても今の目標としている定員に近づけていくには、3割程度の補充をしながら、取り組んでいきたいなと思っていますところですが、ただ本所と支所の機能を考えてみた場合に、それぞれ本所と支所の機能というのも議論していかなくてはなりませんけれど、旧3町が、そのまま旧3町の体制で残っていくことでは正直言って職員の減員はならないだろうと思っていますし、ある意味逆に支所、本所が一つにならなければ、物事によっては、事業によっては、それぞれ大きな力を発揮するという、そういうやり方もあるんだろうと思っています。支所にそれぞれの機能を残すということも大事でありますけれど、ある内容によっては、1ヶ所にまとめることによって、マンパワーを発揮できるという、そういう取り組みの仕方もあるんだろうと思います。

そういった意味からも、住民の視点に立って、本所支所の機能というのをこれからどういうふうに取り組んでいくかということも大きな課題だというふうに思っております。そういったことを検討加えながら、職員の配置ということも考えていかなければならないかなと思っています。

ただいずれにしても、職員を増やしていくという状況には無いということをご理解いただけるだろうというふうには思っています。そして大事な施策を遂行していく職員に対しての待遇の話であります。ご指摘のように職員がやる気を持って、仕事に取り組んでいただかなければ、町は元気にならないわけでありますので、職員の意欲というものを喚起していくことは大事だというふうに思っております。しかしながら我々を取り巻く公務員の給与制度というのは、50年殆ど同じような制度で参りましたが、今回大きな改革がありました。やはりその改革の流れというものをこの大山町としても受け止めなければならないなというふうに思っております。今回公務員の給与制度が変わった中で、こういった職務職階制をきちっとし、わたりという制度を廃止し、そして更にはそれぞれの職員の仕事を評価する中で、意欲のある職員はそれを更に高めていき、そして意欲を喚起していく、そしてみんなが高まっていくという、そういった制度に変わってきた部分であります。

更に、こういう厳しい財政状況でありますので、職員の皆さんにも一律3%という拠出を頂くということもご理解頂きました。

この課題につきましても長年の懸案でもありますし、組合或いは職員側と協議を進める中で、お互いに今の現状というものを理解し、合意にたつて提案をしているものでございますので、そういった意味では職員の皆さんのご理解をいただいておりますし、これからこの制度の中でいかに職員が自分のために力を発揮できるか、そういった環境作りも私の責任としてしていかなければならないというふうに思っております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 2番 西尾 寿博君。

○議員（2番 西尾 寿博君） ある程度理解いたしました。そうしますとですね、2番目の支所、本所ということに対してですね、一つにまとまることによって力を出す。これは当然あるわけですし、しかしながら、最初に本所、支所を置いたということでもありますから、住民はそのような気持ちでおります。

ところが、当座は地域住民の要求が強いので取りあえず置いておく。そして財政困難という中で、財政困難ははなっから分かっていたと思いますし、合理化という名目で、次第に減っていくんだというようなことではないのかなと。そして役場が、役場の機能を果たさなくなるということ。そうするとサービスの低下だけではなくてそれこそ、そこに行かされたものがやる気もなくなる。そしてそれが長く続きますとしまいいには、本庁の方が本庁でどんどん施策を展開していく中で、地域のことが分からなくなるんじゃないのかなと考えます。

これが3問目ですから最後ですので、最後まで聞きたいんですが、今大山支所の方では、観光商工課というものがあります。中山支所にはございません。そこで提案なんですけれど、支所をこれから残すというようなことであれば、例えば中山地域を、大山はなるほど観光が盛んでして、中山は地域が農業が盛んだというふうに理解しております。その中で課を一つ、例えば産業振興課だとか、水道課だとか、分庁におります水道課というようなものを中心において、それから住民サービスに応じていくというようなやり方が出来ないものか。というのは、先ほど言いましたが、将来合理化という名目で、無くなってしまうというような不安、それを解消するというようなことが、具体的に成されるということが今年目たった時に、やっていただければ、なかなかこの不安はなかなか解消できなくなると考えますが、その辺どうぞ。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 答弁をさせていただきますが、実は合併によりまして、総合支所方式という形で支所のやり方を残しておくのは、鳥取市と大山町だけという認識をしております。後はほとんど分庁方式という形で、支所、本所ではなくてそれぞれ先ほど言われましたある程度の機能を分庁という形で持たせながら、機能分担をしてやってるというやり方が小さな合併の中では多くあるというふうに認識いたしております。

ただ、本町の場合、合併協義の中でも急激な住民の皆さんへのサービスの低下を来たしてはならない、要は役場に行って旧中山、旧大山、役場に行って何もわからんようではいけないかという思いの中で、職員といたしましても最初に、よくこれは民間の方は適正な職員に全部首切って減らせなんという強行な声もありましたけれど、そうではない、出来ないわけですから、その期間やはり支所にそれだけの機能を持たせて支所方式で職員のゆとりがある間は、対応していったらいいんじゃないかというふうなことで進んできたんだと思っております。

しかしながら、一年経つ中でいろんなご意見を頂いておるところでありますし、職員としてもいろんな思いで仕事を取り組む中で感じているところもあります。そういった意味から、先ほど来申し上げておりますように、そういったあり方についても議論をいただき、審議会の中でも行革の一点として議論をいただきたいと思っておるところであります。今おっしゃいます一つの方法としての、中山支所に例えば産業関係の部署を持っていけということになれば、ある意味では、この先の方法として分庁方式、支所方式を分庁方式にしたらどうかという提案の一つではないかなと思ったりしているところでもあります。そういった意見も踏まえながら、取りあえず一年経ちましたけれど、今年ですぐに今の総合支所方式を改めるというわけにはならないと思っておりますので、まだそういう意味では、職員の数もおりますので、ただ徐々に住民の皆さん方の意見を聞き、更には住民の皆さんのご不便をかけないような形の中で、対応していく方法を模索しながら、新たな体制作りというのを考えていく必要があるんだなと思っております。そうした住民サービスの低下を来たさないようにするための一つの方策としての要は高度情報通信基盤、これもそういう意味では、大きな役割を果たすというふうに思っているところでもありますので、これをどういうふうに活用していくかということも一つこれから住民の皆さんへのサービスのあり方、直接的な職員の対応とそういったメディアなり手段を使っての在り方、そういったところの中で検討がなされていく課題になるんだろうというふうに思っておるところでありまして、そこら辺も含めていろんな皆さん方のご意見、或いは町民の皆さんのご意見を伺いながら、徐々に職員の減員に対する対応の仕方を考えていかなければならないと考えておるところでございます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 次、どうぞ、西尾議員。

○議員（2番 西尾 寿博君） 雪害についてということで、気象庁は、今冬の大雪を「平成18年豪雪」と命名しました。「昭和38年度豪雪」から43年ぶりの大雪だそうです。当初気象庁は、温暖だと発表しておりましたが、12月23日の日には雪も十分にあり、私もスキーを20数年子どもに教えておりました、いつも楽しみにしております。その中で、町長も「雪も十分にあり、さいさきのいいスタートを切れた」と、私も喜んでおりました。スキー場には宝物が降ってきたようなものです。

ところが、しかしながら一般の生活者には、やっかいなものといいますが、その中で大きな災害が出ております。1月13日、6人のうち4人が生き埋め、11時15分というふうになっております。翌16日一人死亡、同じ日に佐治町でも1名亡くなっております。そして15日国府で1名亡くなっておりました。この中で、災害対策本部を置かなくて良かったのか、というようなことをまずお聞きしたい。そして先ほど申し上げましたが、死亡事故が起きております。そして1月の17日には、これも同じような時間ですね、11時35分、スノーモービルで落下してきた雪により、雪

の塊です、胸の骨を折るという重症が起きております。これを雪害対策が無かったですから、どこかが対応したんでしょう。この中でどのような対応をしたか。

そして三つめ、農業・林業、水産業、これは承知のとおり、鳥取県でも指折り、指折りというよりも町としてはナンバーワンなのかなと認識しております。その中で農業では梨の剪定作業の遅れだとか、家屋の被害、ハウスの被害、そして白葱が折れたとか、白葱はよく知りませんが、青い葉が3本無ければ駄目だそうでして、ブロッコリーなどは、西日本一です。そしてあられの害、そして取り入れの困難による収入の不足、そして林業では木の倒木だとか、枝の折れ、大山道路の松の枝が折れまして、教育委員会も大変な出費がいるんじゃないかなと新聞にも出てました。そして水産業ではですね、しげが多くてなかなか漁に出れないというようなことがあります。この辺の対応、把握、分析、このようなことをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは、雪害についての答弁をさせていただきます。

この冬は全国各地で低温化が進みますとともに、日本海側を中心に大雪となり、気象庁はこの大雪を「平成18年豪雪」と命名いたしました。過去、大雪に名前が付きましたのは、1963年の「昭和38年1月豪雪」だけで、43年ぶりのことでもあります。

この豪雪により、全国的には住宅家屋への甚大な被害や、雪下ろし中の転落、屋根からの落雪事故による死者は、戦後2番目の140人にもものぼり、大山町内におきましても、1月13日に1名が屋根からの落雪により死亡される痛ましい事故が発生いたしております。お亡くなりになりました方のご冥福を心からお祈り申し上げます。

さて、なぜ雪害対策本部を設置しなかったかということですが、12月初旬の積雪以降、ライフラインへの影響や住宅の損壊、日常生活への支障が出始めましたので、雪害警戒対策本部を設置いたしております。

しかしながら本町におきましては、12月下旬から1月中旬にかけて、連日のように降雪があった時点で、先ほど申し上げましたように雪害の警戒本部を設置し、職員の巡回監視により降雪状況や被害状況の把握に努めて参りましたが、除雪の要望は各地からあったものの町民の皆さんからの被害報告や救援の要請も少なく、被害状況は比較的軽微であるとの判断から、当面気象状況の推移を見守ることとして、雪害対策本部を設置するまでには至らなかったという経過であります。

次に、死亡事故、あるいはスノーモービルの運転手さんの大怪我、こういった事故の発生に対して、どのような対応をしたのかということですが、まず株式会社ファミリー保養所の落雪事故発生の際には、職員を現場に急行させ情報収集にあたりますとともに、大山自治会やスキー場と連携をして、救出作業の支援を行っております。

また、スノーモービル事故の折には、職員を現場に派遣し、警察と協力して参道の通行規制措置をとりました後に、道路の除雪作業を実施いたしております。併せまして、防災行政無線、自治会有線放送、ゲレンデ放送を活用して、町民のみなさんや、スキー客、観光客のみなさんに対し、事故防止や注意喚起のための呼びかけを実施してまいっております。

次に、農林水産業などへの雪害の状況はということですが、農業に関する農作物や農業用施設の被害につきましては、農協、普及所等と連携を図り、被害状況の把握、取りまとめをして県に被害報告をしております。農作物につきましては、ネギ・ブロッコリーが大雪により、収穫時期が遅れ品質低下が見られます。農業用施設については、梨のハウスが雪で潰れかけたという報告がありましたが、自力で雪下ろしを行い、復旧されております。また、香取の牛舎において、大雪で牛舎のひさしが壊れた被害が数件出ております。なお、山間部においては、現在もまだ雪が残っている状態ですので、詳細な被害状況の把握が困難であります。雪が解けた後、早急に被害の状況把握及び復旧に努めていく考えであります。なお、ハウスなどの園芸施設の被害につきましてはこの度「鳥取県平成17年度豪雪被害園芸施設復旧対策事業補助金交付要綱」が制定されましたので、該当がありましたら対応してまいりたいと考えております。林業につきましては、森林組合へ森林巡視業務を委託し、被害状況等の報告を行っていただいております。大雪の影響での倒木報告が数件ありましたが、森林組合で倒木撤去を行いました。その他には大きな被害報告は受けておらない状況であります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 西尾議員。

○議員（2番 西尾 寿博君） 雪害警戒対策本部を置いたと、これどこに置いたか知らなかったというような方がおられたのじゃないかなと、そして15カ町村の中で9町村が設置をしております。特に大山は、観光地でもありその辺のことはきっちりとなされた。夜でも観光客がうろうろします。そのようなことで、私もスキーをしますから、泊りますと酒を飲んで外に出たりします。危なくて歩けないというようなこともあるかと。そして一番大事なのは、何かあった時に素早い対応、これができるのが、総合的にですよ、縦の連携がピシッと出来たり、みたいなことができるのが対策本部ではないかなと思っております。この素早い対応が住民が安心をするということだと思えます。

行政の大きな役割は、安心と安全の確保だと思っております。この素早い対応が、そして住民に対して、例えば140数名の亡くなった今年の方は、ほとんどが老人でございます。道路は当然機械の近代化でスムーズにこれはどこもやっております。しかし、この屋根の雪下ろし、これがなかなか出来ない。そしてほとんどの方がこれによって亡くなっております。そう言った意味で、実は、廃屋、独居老人などの、出来

ない方々に対してのその辺の手厚い細かい対応が出来ておったのかということをもう一度お聞きいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは再質問につきましては、対策本部を設ける、設けないに関わらず、雪害に対する対応、それぞれ大山は大山、経過もありますし考えて対応してきていると思っておりますので、状況につきまして、それぞれ本部は総務課長でありますし、大山の状況については観光商工課長が詳しく把握しておりますので答弁をさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） まず、雪害警戒本部の件につきまして、総務課長として答弁させていただきます。

これにつきましては、1月の初旬、まだ広い範囲の大山町の中で海岸部等につきましてはあまり雪も少なかった時期でございますが、山間部の方におきまして、1月の初旬に地域整備課長と山間部の方の状況の確認に参りました。その時点で、まだ雪等は凍結しておる状況で、特に大山地区、飯戸、種原、あのあたりとか大山寺周辺ですが、雪は確かにありましたが、その折り、いろいろ情報報告等受けております中で、先ほど申し上げましたようにライフラインへの影響、或いは大きな被害も報告が参っておりませんでしたので、地域整備課長と協議をしながら、警戒はいたしますが、災害対策本部には、その後の降雪等の推移を見ながら、設置をしていこうというふうに加え、そのまま経過をしたと、要は降雪がその後はあまり多くなかったというふうな状況の中で広範的な災害対策本部設置には至っていないというふうな状況でございます。

それから合わせまして高齢者、或いはその他独居の老人のことにつきましても関係課と情報の収集に努めましたが、孤立等の報告はなく、あくまで独居老人の方々の中から除雪にかかる要望ですね、道まで出られないとか或いはどなたかに買い物をして欲しいとか、そういうふうな要望がありましたので、それにつきましては、担当課と協議をし、その方々の利便を図ってきておるとというのが現状でございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） ご質問の大山におきましての事故対応につきまして若干ご説明させていただきたいと思っております。

まず雪ずり事故でございましたが、現地は確かにかなりの積雪がございましたが、人間が常住していない冬期無人の保養所で雪に不慣れな会社の管理側の指示で不幸にもああいいう大風、南風の吹いて雨模様の日に屋根の下の雪をかけたという職務命令を受けて行かれたということが最大の原因と認識しております。またスノーモービルにおきます事故も新聞報道では大怪我ということでしたけれど、実は全治一週間ほどの軽

症でございました。が、これも米子市内から来られておられます納品業者の方がかなりの勢いでスノーモービルで参道を走っておられて、これも不幸にも雪もちが欠損しまして、雪が少しずつ落ちてきたところの雪の塊に自ら突っ込まれたというところが真相であるというふうに把握いたしております。事故に合われました方に対しましては大変お気の毒なわけでございますが、雪に対します対応に不慣れな方の事故が相次いだということございまして、町といたしましても、そういった皆さんへの呼びかけに重点をおきまして対応いたしましたところでありまして、旅館等におきましても雪ずりの可能性があります所には、ロープ張りをするなり張り紙をするなり、三角看を置くなりをして、屋根の下にお客様がお入りにならないような措置を取っていただきました。また、大山地区でも除雪要望は多数ございましたが、独居老人と申しますか、老人世帯で雪おろし等が困難な世帯に対しましては、自治会の皆さんにお願いをいたしまして、共同で雪降ろし作業をしていただくように協議をいたしておりました。現実には、もともと雪が多い所でございますが、今年程度の雪でしたらまあ何とかしのげたと、いうところと認識をしております。従いまして、対策本部そのものはございませんでしたけれど、起こりました事象に対しましては、速やかに横の連携を取りながら対応を取ってきたところでありまして、以上です。

○議長（鹿島 功君） 西尾議員。

○議員（2番 西尾 寿博君） そうしますと次に進みたいと思います。

これからの介護保険制度について4つほど質問したいと思っておりますが、今朝方、第一問目の居住費というものの額、具体的に聞きたかったわけです。そうしますと、詳しい内容がきております。これについてちょっと違う質問をしたいと思っております。

17年10月に一部改正され利用者にとって大きな負担になります。この内容はまず住居費の全額補助が無くなります。今まで補助をしとったわけですね。そして食費の一部補助がカット、そして今年18年4月から要介護1の中で要支援1と2を作り、包括支援センターを設置し、そこで介護予防のサービス等を始めるというふうになっています。広報も町の広報で10月と3月に出ておりました。しかしながら、なかなか分かりづらいなということなので、ここに質問したいと思っております。質問の相手で福祉保健課長というのは、これを町長に直していただきたいと思っております。

そしてこの居住費額というのが、収入割だとか、サービスだとか、食費は上限が決まっております、というようなことになっております。実際既に始まっておるわけです、この補助カットというのは。そうすると今のところ不満があるのか無いのか、というようなことをまずお聞きしたい。

そして包括支援センターができますが、多分名和の福祉センターが本部ということだと思いますが、他に窓口はどのような格好で置くのかなというふうに思っております。そしてこの中身のサービスは、どういうふうにするのかな、それとリンクするわ

けですが、保険料の基準額、これも今年大幅に上がるというふうに聞いております。中山は、2,958円、33%の増、名和、大山は3,500円だから14%の増、4,000円ということになるんですが、これを決めたサービスと多分リンクするわけですし、ちなみに米子は4,761円、琴浦が4,300円です。そういったことでサービスとリンクするわけですが、で、そのサービスの中身はどんなものなのかな、ちょっとお聞きしたい。

そして、介護の中で認知症の方が多数を占められる。その中で、そういった方に対して成年後見制度ということが2000年4月から始まっておりまして、これをどのように教えていくのかな、そして進めていくのかなと、この絡みについて、まずお聞きしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは西尾議員さんの介護保険制度についてのご質問に答弁させていただきます。

まず、居住費の額についてのお尋ねであります。お手元にお配りをいたしておりますが、平成17年10月に制度改正により、施設の利用代・電気・ガス・水道料金等が居住費として、また食材費・調理コストに相当する費用が食費として保険給付の対象外となり個人負担となりました。

しかし、低所得者の方々には、負担が過重とならないように負担の上限を決め、それ以上は介護保険から給付いたしております。

低所得者の段階は、利用の方が「生活保護費受給者等」、「年金が80万円以下の者等」、「年金が266万円以下の者等」のこの3段階区分になっております。また、ユニット型個室・多床室・従来型の個室他及び特別養護老人ホーム・老人保健施設により負担の限度額は異なっております。お手元に配布の通りであります。

次に、サービスの内容につきましては、今回の改正では、軽度者の方の状態を踏まえて、出来る限り要支援・要介護状態にならない、重度化しない、そのようにするために介護予防を重視する内容になっております。特に要支援1・2の方に対しましては、地域包括支援センターが中心となり、利用者の状態に応じた目標を設定し、本人を含め様々な専門家が協力して利用者の自立に資するサービスプランを作成し、サービス利用の効果などを定期的にチェックしていきます。

新予防給付として提供される介護予防サービス内容は、「介護予防通所介護」「介護予防通所リハビリテーション」「介護予防訪問介護」など、15種類のサービスがあります。

次に、保険料の基準額につきましては、第1号被保険者の介護保険料は、平成15年度から平成17年度まで、所得に応じて5段階となっておりますが、平成18年度から制度改正により第6段階として、所得の低い方には保険料負担の軽減を図っており

ます。基準額は、介護保険事業計画により平成18年度から3カ年の介護給付費を推計し、介護給付費総額の19%が1号被保険者の保険料となります。平成18年度から介護保険料の基準額を月額4,000円に改正いたしたく、本議会に上程させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

成年後見制度につきましては、地域包括支援センターが中心となり、相談業務や啓発事業などを行うこととなります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 西尾議員。

○議員（2番 西尾 寿博君） ざっとみますと1日ですね、安い方でも1日1,000円くらい負担がかかる。高い方は2,000円以上かかるのかなというふうに思っております。いずれまあ不満が出てきた時に、私は介護認定の減による利益、利益と言いますか補助金の減になると思うんですが、国が半分、県4分の1、町4分の1、あと個人負担がその中の1割というようなことが出ているわけですから、これは多分認定、支援ということになるわけですし、認定減による補助金をそちらの方に回せるものかどうかということをもう一つ聞きたい。そしてこのサービス内容の中で、保健士、或いはケアマネージャー、看護師を置くということになっていますが、このケアマネージャーというのは、大事な仕事になってくるわけです。と、言うのは、マネジメントと言いますか、プランをプランニングすると、あなたはこれとこれと組み合わせるこのようにしなさいよ、そしてお金が決まってきます。

○議長（鹿島 功君） 西尾議員、質問の途中ですが、残り5分になりました。

○議員（2番 西尾 寿博君） ああそうですか、もう5分ですか。分かりました。そうしますと、この私は以前行政は事業者を決定し、そして事業者と契約をしていたというような敬意があります。ところが、これからは、本人がどこのサービス施設に契約をするというようなことになるわけですし、この成年後見制度も大事になってきます。そしてそのサービス業者、事業者に対しての内容、施設の内容ですね、サービス内容としてその内容、これを開示しなければなかなか介護を受ける側は、内容が分かりづらい、一番のポイントは、その施設の内容の死亡率だとか、床ずれの発生率、このようなものが上位にあると言われております。その辺の介護を受けられる側に対してそういったサービスをしっかりやれるのか、やっていくのかということをお聞きしておしまいにしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問に答弁させていただきます。詳しい数字等は私は分かりませんので課長のほうが答弁するかも分かりませんが。10月の改正による一部負担、これによる不満がどのくらい出ているのだろうかということでもあります。これご承知と思っておりますけれど、今まで施設入所者につきましては、全額介護保険の対象になり、負担が1割でありました。在宅の介護者についても同じ取り扱いでございませ

た。そう言った中で、逆に在宅介護の方からの不公平感というのが出て参っております。施設重視になってしまって、施設利用が偏ってしまう考え方の中で改正されたものであります。どこにおっても、食べるし、どこにおっても寝る場所もいるのではないか、いわゆるホテルコストなり食費というものが。そういった意味から、それに係る経費については、一部負担をしていただこう、対象外にしましょうというのが今回の改正であります。

そういった中で負担が増えていく中で施設から退所され、在宅に移っていかれる方もあるというふう聞いておるところであります。このことが良しとするのか悪しとするのか、いろいろな課題があろう思います。私はいずれにしても基本は在宅に置くべきだという信念を持っております。できる限り家族で介護してあげ、家族に囲まれて老後を過ごしていくことが一番だと思っております。そう言った中では、出来ない方々にとって施設というのは重要でありますから、施設を決して否定するわけではありませんが、そういう基本方針というのは、私はそうあるべきだというふうに思っております。その在宅の介護を支えるのには、後どういった対応を更にしていかなくちやならないかということをも更には我々としては、取り組んでいく、そういった課題があるというふうに思っておりますが、その体制づくり、これは行政だけではなくて、事業者の皆さんも当然施設を運営していく方々もホームヘルプとか様々な在宅のサービスも持っておられるわけであります。そういったところの連携を取りながら、対応していかなければならないと思っております。

それから、事業者の認定ということがありましたが、事業者の認定は県が今行っているところでありまして、そういう意味では介護保険制度が始まりましてから、自分が好きな施設を選べる、そういう制度に変わったわけであります。したがって、その施設を選んでいく責任は当然個人にあるわけであります。もちろんそれを指導監督していく立場としての件、或いは住民の皆さんに相談を受ける町の立場としてもその施設と連携を取りながら、その施設の問題点があれば改善をいただくようなそういった指導とか連携も取っていかなければならないというふうに思っております。

今度出来ます包括支援センター、これに大変大きな役割が入って参ります。これには単にケアプランを立てるだけではなくて、介護予防事業が大きな役割として、要は介護が進まない、介護状態にならない、そういった予防事業をしっかり取り組んでいく役割がこの包括支援センターにあるわけであります。そういった中で、町の保健士、栄養士等、これが大変大きな役割を担ってもらわなければならないというふうに思っております。そういった中で、先ほど本所、支所の話もありましたが、申し上げましたが、今保健士町内9人います。栄養士が3人おります。

○議長（鹿島 功君） 答弁の途中でございますが、西尾議員の持ち時間1時間は過ぎましたので、これで終りたいと思います。

○町長（山口 隆之君）　ということでございますので、ご理解いただきたいと思
います。

○議長（鹿島 功君）　大変時間が12時にもう2、3分しかありませんが、教育委
員長、体調の具合もありますので、岩井議員の質問、1の1のみ教育委員長の質問、
答弁が求められるところだけをやって午前中は終りたいと思いますので、岩井議員、
次お願いいたします。

○議員（8番 岩井 美保子君）　それでは、5項目通告しております中の1項目だ
け質問させていただきます。

大山町立小学校の学習の中でのスキー教室と大山登山の取り組みについて、発想豊
かな児童・生徒が育つ環境づくりには積極的に取り組みを実践していかなければいけ
ないと思っております。スキー教室と大山登山が今なお続けられていることに誇りに
思っているところですが、この学習は基礎学習であると思っております。現在の取り
組み方で児童達が達成感や満足感を抱いているのでしょうか。

日帰りコースということは時間に制約があり、ゆとりのない無理な学習ということ
になりはしないでしょうか。また参加児童に対して指導者が少ないと感じています。
教育委員長にお伺いいたします。

次に、スキー教室と、大山登山の平成18年度の予算額はいくらですか、これは、教
育長にお伺いいたします。

○議長（鹿島 功君）　ただいまの2のことは午後をお願いいたしまして、一番始め
教育委員長の答弁を求めます。

○教育委員長（小原 康正君）　岩井議員のご質問にお答えさせていただきます。各小学
校で取り組まれておりますスキー教室、大山登山が子どもたちにとって達成感の得ら
れる有意義なものとなっているか、指導者の問題、配当時間の観点からのご質問かと
思います。

学校5日制実施以来、学校では授業時数の確保のために学校行事の見直し、精選が
行われています。大山登山やスキー教室もその対象となっているのが実情でございま
す。県内各地で。しかし、本町内の小学校におきましては、地域に根ざした学校教育、
地域の自然に親しみ、大切にす教育を進めるためにも、大山登山とスキー教室は、
主要な行事としていろいろ各学校で工夫しながら取り組まれていることが現状でござ
います。この2つの学校行事とも、子ども達の達成感をうるには、最も相応しい行事
ではなかろうかと思えます。スキーは雪の上にスキーで立つ、まっすぐ滑る、止まる、
曲がる、スピードアップする、そういうふうなこのところで子ども達は達成感を得
ていると思えます。大山登山にしましても、苦勞しながら友達と励ましあい、助け合
いながら、頂上に立った時、下界を見下ろした時、その達成感は何も言われません。

そして安全に下山をした時に、再び頂上を振り返って見た時に、ああ、あそこまで登ったんだなという思い考えというのは、子ども達にとってひとしおのことと考えております。

さて、スキー教室についてでございますが、その指導者の面についてでございますけれど、かつては、スキー教室の指導者は主に学校の職員があたっておりました。授業時数の確保のこともございますので、現在では出来るだけ学校に残った子どもに支障のないように、そう考えて学校はいろいろ努力しております。最近ではゲストティーチャーと言いまして、地域の例えばスキーでありますとスキーの愛好家が沢山いらっしゃいます。PTAの方々、同好会の方々、普段個人で滑って行かれています方々に、その指導をお願いするとそういうシステムでございます。

その結果、一例でございますけれど、庄内小学校にありましては、子ども児童28名に対しまして8名の、これは教師も含めて、ゲストティーチャーも含めておりますけれど、3.5人に一人の割合、例えば中山小におきましては、57名生徒がおりますが、13名の指導者が確保されております。もちろんこの中には、何人かの地元のスキー愛好者の方々のご協力、これが入っておるわけでございます。教師が全部にあたりますと、技術的にそうでなくても、しかたがない、出ていけないけん、担任がですね、そういう場合もございまして、ゲストティーチャーはとても技術的にもとても高度でございまして、子どもたちにとってはよりプラスであろうかと考えております。だいたい1グループ6、7人に対して、一人の指導者がこの頃は確保できています。それから体育の苦手の子どもに対しては、1対1対応が出来る状況にありましてかつてよりも充実したと私どもは考えているところでございます。

時間についてですけれど、だいたい日帰りが、スキーはほとんどでございますが、午前中実質滑るのは2時間、午後はだいたい1時間半ぐらいではなかろうかと思いません。小学校のスキーは、まず親しむ、スキーに慣れ親しむというのが目的でございますし、体力的にも集中力の点からもそう長い時間滑るわけにはいきません。怪我の元ともなります。決して午前中2時間、午後1時間半が充分とは言えませんが、色々工夫しながらその効果を上げるように努めておるところでございます。

今年から合併いたしまして、どの学校にもリフト巻が配布されました。リフトを使わせていただく授業です。今までよりも格段の滑る回数が得られております。この頃は用具も非常に整備されて立派になっておりますから、途中でビスが抜けたりするような故障もありません。修理に要する時間もほとんどございませぬ。そういう中で子ども達は短い時間ながらスキーを満喫しているところです。初めてくる子どもたちもリフトにはすぐ乗れるようになっておまして非常に喜んでおるところです。

ただ気になりますのは、せっかくリフト券をいただいているながら土曜日曜日に郷土大山町の自然を満喫する子どもが非常に少ない、そう考えております。そのこのところ

何とか対応できないものか我々も考えているところでございます。

次に、大山登山でございますけれど、これはどの学校とも泊を伴っております。5年生で宿泊訓練と兼ねて行っております。指導者、一部の学校ではゲストティーチャー、地元の方々にお世話になったり、宿の方にお世話になったり、ガイドの方をお願いしたりするようにしております、児童の数も減ったものですから、人数的には確保できている実情でございます。ただこれも充分とは申し上げるわけにはいきません。もう一つ、携帯電話というのが出来まして、非常に子どもの掌握と言いますか、安全対策にもこの頃は便利になっておるところでございます。

この2つの行事とも、学校教育の反省点、学校から出ます、それから子ども達の感想文などを見ますと、その時々感動、達成感というのがうかがえておまして、成果が上がっておるものと思っております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 8番。

○議員（8番 岩井 美保子君） 今、教育委員長には詳しく説明をしていただきました。ちょっと私も調べておましてスキー教室について、大山小学校では1年生から取り組んでいるようでございます。それから大山西小学校、中山小学校は4年生から、庄内小学校、光徳小学校、名和小学校は5年生からということになっております。登山につきましては5年生だけが登山をしておると、取り組んでいるということでした。

今委員長さんの方では、答弁にありましたように5、6人のグループに一人ずつ付いているからそれで大丈夫だろということでした。それでいいのならいいんですが、スキーの方は。大山登山におきましては、大山小学校が指導者が一人、まあ学校の先生もついておられますけれど、指導者というのが一人、それから大山西小学校が指導者が一人、中山小学校がゼロ、庄内小が去年は荒天のため実施できなかったということです。それから名和小学校におきましてもゼロ、光徳小学校におきましても指導者はゼロということでございます。やはり子ども達の命を預かって大山登山もいたします。何かあったら大変ですので、やはりいろんな面で指導者というものは、助成してでも付けなければいけないんじゃないかと感じております。

やはりこの学習で子ども達が、事故の無い課外学習ができますように教育委員会の取り組みをよろしくお願ひしたいと思います。以上の観点からもう一回だけお願ひいたします。

○議長（鹿島 功君） 教育委員長。

○教育委員長（小原 康正君） 詳しくは、教育長の方から答えさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 学校行事の指導者について再質問にお答えしたいと思います。学校の教育の効果を上げるために、教室から出ていろんな行事を行っているところ

ろであります。例えば就学旅行であるとか、或いは大山登山、スキー教室などがそうかと思いますが、そういう計画を校長が立案する際には、児童生徒の状況を把握しながら、大型の場合、事前の下見などをしたり、或いは子ども達の体調を見ながら対応しております。で、その計画書が教育委員会に上がった段階でいろいろ現状を伺いながら、必要であれば措置をしていくと、こういう形をとっております。議員さんのご質問にもありましたけれど、決して命を軽く見るとか、或いは予算が無いので指導者を付けないと、こういったようなことは現状のところではありません。以上です。

○議長（鹿島 功君） これで終わります。休憩に入りたいと思います。再開は、1時15分からと思いますので1時15分には集合してください。

午後12時10分休憩

午後1時15分再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。午前中岩井議員の質問について教育長の答弁を求めます。

○教育長（山田 晋君） 岩井議員さんのご質問にお答えいたします。スキー教室と大山登山の平成18年度の予算額はどうなっているかというお尋ねでございますが、大山登山につきましては、予算に上がっているのは名和小学校のバス借上料8,400円×2台で16,800円でございます。他の学校は、路線バス等利用して予算計上はされていません。

スキー教室ですけれど、スキー教室の予算は、主に講師謝金ですが、中山小が36,000円、大山西小が30,000円。大山小が合計80,000円、名和小が、60,000円であります。それ以外にバス借上料として名和小が96,000円。こういう具合になっておるところです。以上です。

○議長（鹿島 功君） 8番 岩井議員。

○議員（8番 岩井 美保子君） 切り詰めた予算のその中で活用がされていると感じております。やはり午前中も言いましたように子ども達が教室が基礎になりますので、十二分に活用できますことをお願いすると同時に、教育長が先ほど申されましたこの金額について講師謝礼ということで、上げてありますが、バスが名和が一台のみということでございまして、他は路線バスということでございまして不便はありませんでしょうか。そのようなやり方で。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 予算額を見るとある学校のみのようにすけれども、各学校にいろんな対応の仕方が工夫されております。予算の制限によって学校行事が制限されるというような現状では聞いておりません。不便ではないと思います。指導者につきましては、スキーというのは技術的な部分がございますので、そういう専門性を含め

て午前中委員長が申したとおりの状況っていうのがあるんですが、大山登山につきましては、基本的には学校教職員がすべきであると、こういう具合に考えております。登山上のいろいろな教育的な教材があるわけですけど、大山町に着任したからには、大山町の自然やそういうものについて、当然説明、指導ができる教職員であらねばならないというそういう観点から、着任した先生方には、同和教育とか、名和、中山、大山の歴史、自然、産業、こういったものについての紹介をする機会というか、学習の機会を与えておりますので、学校行事については保護者の負担もお願いしながら、効率良くやっていきたい。こういう具合に考えております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 8番 岩井議員。

○議員（8番 岩井 美保子君） 一点だけお聞きいたします。指導者ということでいろいろと学校の先生がそれも含めて学習に意欲を燃やしてやってくださるということは分かりますが、大山にも大山のスキー学校があるようでございまして、大山国際スキー学校、大山スキー学校、豪円山スキー学校という3校あるそうでございますが、これを活用されたことはありますか。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 近年の状況は分かりませんが、私も以前ジュニアの指導、そこで籍を置いてしていたことがあります。そういう時は関わった記憶があります。ただそこは営利を目的としてやっている部分もありますし、もっぱらスキーヤーに対して行ってますので、まあ協力して頂けるへんは検討できればしていきたいと思っておりますが、基本的に学校が掌握しているそういう指導者の中で現在対応できるんではないかなと思っております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 8番 岩井議員。

○議員（8番 岩井 美保子君） 次、2項目でございまして、平成19年10月11日から14日の間に第9回全国和牛能力共進会が鳥取県で開催されることになっております。私たち町民が参加できる取り組みの考えがありますでしょうか。町長にお答え願います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは、岩井議員さんの全国和牛能力共進会、これにかかるご質問に答弁させていただきます。

平成19年10月に全国和牛能力共進会が鳥取県において開催されることは、すでにご承知のことだと思います。伝統ある鳥取和牛を再確認する上におきまして、良い機会になるものと期待をしているところでございます。

古くから大山では「大山牛馬市」が開かれ、牛の守り神として信仰されて参りました。これを機に再び全国へ発信するだけでなく、町民の皆様にも、歴史を再認識していただきたいと思っております。以上です。

なおこの開催にあたり米子市のメイン会場におきましては、併催イベントといたしまして、「大自然の恵みとっとりファーム 2007」が開催をされ、県内特産品の販売や、ふれあい動物広場等さまざまなコーナーが設けられる予定になっておりますが、ここにおいて大山町といたしましても積極的な関わりを検討して参りたいと考えておるところであります。

あわせまして、この機会に大山寺にありますあの牛の像であります、これをモチーフにした何か特産品とかお土産物、こういったものを作ることはできないかと検討しておるところでありますし、そういったものも通しながら、皆様方から親しみをもっていただける共進会にしたいと考えているところであります。

また、昔は、どこの家からも牛の鳴き声が聞こえておったところでありますし、放牧の姿をよく見かけたものであります。しかしながら現在は、あまり牛の姿を見ることはできなくなった。小学生とか中学生、未来を担う子供たちには、この機会に歴史ある大自然大山を身近に感じていただくとともに、できればこの共進会への見学も検討していきたいと考えておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 8番 岩井 美保子君

○議員（8番 岩井 美保子君） 説明をいただきましたが、早めにいろいろと特産市とか、メイン会場になります米子でありますですから、その場所とか決まりましたら教えていただきたいし、PRをどんどんしていただきたいと思っております。広報にも載るでしょうし、一般紙の区長宛の文章の中にも入るかも分かりませんが、なるべく早く決めていただいて、率直に出していただくということをお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問に答弁させていただきますが、この全国和牛能力共進会、4年に1回行われるわけではありますが、これにつきましては今副知事を会長にして実行委員会が立ち上げ、もう1年半くらいになりますか、前からその準備をできておるところであります。先ほど申しあげました催事につきましても、具体的な内容について先般の実行委員会で確認をされたところでございます。

いよいよ会場は、まあ米子市の工業団地ということに決まっておるわけではありますが、ウインズの近くであります。そこと肉牛の枝肉の部分は、名和の食肉センターであるわけですが、メイン会場としてのその米子の会場におきまして、先ほど申しあげましたように、毎年行っております海と大地のフェスタ、これをこの会場を使ってやろうというのが大きな試みでありまして、そういう方向がだいたい決まったと。更にいろんな先ほど申しあげました催物、更にはそこを通して周辺の観光地へも行っていただけるような仕掛けもしていこうというようなことを先般、この先般の実行委員会で最終的な案を提示され実行委員会の中で決めたところでございます。もちろん

これから住民の皆さん、多くの皆さんに訪れていただくためにも啓発活動、実行委員会が中心になりながら、取り組んでいかなければならないなど思っておりますし、また一部地元、会場を受け持つという大山町でありますので、その辺につきましても町としても取り組みをして参りたいと考えておるところでございます。

○議長（鹿島 功君） 8番 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） 3項目でございます。財政が危機的である、ということについて質問をいたします。

私は平成11年9月議会で決算書にバランスシートをつけてということで一般質問をいたしております。山口町長、記憶にございますでしょうか。その時の町長の答弁は、国や県も研究中であり、今後の検討課題とさせていただきたいという答弁でありました。その当時の私には財政が危機的という感覚ではなく、決算書とその審査資料では、健全な行財政運営になっているのかが分からないので、質問をしたのでございます。

けれど今回は違います。抽象的に危機的だ、危機的だと言っても何も示さないのでは説得力がありません。町民のためにも、絶対にバランスシートを示して、これからの協力をお願いしなければ、理解が得られないと感じております。バランスシートの作成にあたっては、困難なこともあるように伺っておりますが、職員の皆さんはプロです。今の時代、コンピューターもあり、町長の指示があれば取り組みに係るのはできるはずで。既に取り組みをしている自治体があり、私たちは視察研修を行なっております。町長のお考えを伺います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは、バランスシートの作成についてのご質問に答弁をさせていただきます。

バランスシートを作成するかどうかの前に、まず総務省が提案しております地方公共団体のバランスシートの考え方を述べさせていただきます。

総務省方式のバランスシートは、昭和44年度以降の数値を基礎データとして作成をするもので、昭和43年度以前に支出をした事業費や取得した土地、建物などは含まれないこととなり、実際の数値とはかけ離れたものになります。

また、作成対象の会計は、普通会計であり、特別会計及び企業会計は含まれないこととなります。地方公共団体の単年度ごとの決算書は、主に歳入歳出の支出状況を表したものであり、過去の累積した町の財産はどのくらいなのか、また、そのために借入れした借金はどれくらいなのか、というようなことについては表すことができませんでした。一般会計決算書の後ろに財産の状況、基金の状況、町債の状況等、一部の資料は添付しておりますものの、数量の金額化や一覧表ですぐに分かるようにはならない欠点があります。

さて、ご質問のバランスシートの作成についてであります。町民のみなさんに対する説明責任を果たす観点から申しますと、作成をした方が望ましいというふうには思いますが、ただ、先ほど申しあげましたように、膨大な量のデータを遡って積算をしていく作業に多大な時間と労力が必要となるのも事実でありますし、過去の実績数値であることから、今後の年度ごとの起債償還額がいくらなのかというようなことは見て取ることはできません。

従いまして、現時点ではバランスシートの作成よりも、今後10年あるいは15年の期間での財政推計を作成した方が、財政見通しを把握するには、より適しているのではないかと考えているような考え方を持っているところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 岩井議員。

○議員（8番 岩井 美保子君） 今、私から考えますとなんか、簡単に答えを出されたような気がいたしますが、私たちは平成12年の7月に埼玉県その当時玉川村というところにバランスシートを既に取り入れておられる村がありましたので、そこに視察に行きました。その玉川村の村長さんがおっしゃいますには、狙いは資産・負債の状況を明らかにし、更に市場感覚、経営感覚をもって、行政執行にあたり、職員の意識改革を図るとともに予算執行に対する結果責任の明確化や、財政情報の開示を推進するものであるということをおっしゃいました。そして作成にあたり基本的に注意したことは、分かりやすいバランスシートにすること、資産の過大評価はしないこと、負債は最大漏らさず計上する方針で作業を進め、最終的には、公認会計士と打ち合わせを行い完成にこぎつけましたということでした。出来上がったバランスシートの分析も公認会計士にお願いし、総合的にも健全、堅実な状態であるとの分析結果であったということの報告でした。

バランスシートの特徴とは、玉川村が言われますには、備品などの動産についても計上したこと、減価償却も可能な限り実施したこと、退職手当金も基準日、現在の全職員に対して、村で負担すべき金額を計上したことであるということをおっしゃいました。今後の課題といたしましては、バランスシートは1年だけの作成では意味が半減する。継続的に作成することにより、変化もいち早く知ることが可能となり、変化が発生した時は、その原因究明と解決の為に、対処の方策を立てることが容易になるので、今後も改良すべきところは改良しながら、継続していくという方針であるということをおっしゃいました。やはり、私たち議員も予算決算を通すのに一端の責任があります。こういうきちんとした大山町の行政がどういうふうになっておられて、どこまで本当に危機なのか、いや危機じゃない、大丈夫なんだという結果が、きちんとした数字が表われるということは、一度やってみて大変でしょうけれど一度やってみて、ここ危機ですから、それを乗り切るための努力というものも、必要でないだろうかと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岩井議員さんの再質問であります、バランスシートの作成にあたる課題等につきまして詳しく総務課長の方から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） 先ほど岩井議員さんからご指摘いただきましたバランスシートの作成についてということでございます。現在、バランスシート、我々が手元の中でできる方法として、旧自治省、今の総務省でございますが、作成をいたしました総務省方式という方式のバランスシートの作成が具体的に基本となるというふうに思っております。先ほど、玉川村のことを言われましたが、そこから恐らく独自に工夫なり開発されたバランスシートの方式でより分かりやすく、町民の皆さんに理解をしやすい方式になっておるんじゃないかというふうに思っております。で、総務省のバランスシートの考え方は先ほども申し上げましたように、過去の負債とか、それから資産とか、そういうふうなものを対比します複式簿記によりますバランスシートでございます。そういうふうなものをやっております中で、先ほど町長が申し上げましたように、現状の中では、現在、旧名和では地籍調査等は終わっておりますが、まだ地籍調査を実施中のところもございます。旧中山、大山であります。

それから昨今、国・県から通常俗に言います青線、赤線というふうなものを町村の方が払い下げをする、或いはしたというふうな経過もございます。そういうふうな観点の中からはまず一番最初にやっていかなければならないというのは、町の財産がどれだけあるかというようなことを新町において、まずその点検をしなければいけない業務がまず第一番じゃないかなと思っております。

で、そういうふうな観点から平成18年度は、予算にも上げさせていただいておりますが、財産管理のシステムを入れまして、まずそういうふうなそのシステムの中で町の現状における正確な財産の所有高を把握しなければならないというふうに思っております。で、じゃあ、それを元にバランスシートの作成にというふうなことになるかというふうなことではございますが、それにつきましては、先ほど申し上げましたように、バランスシートにおいては、過去の昭和43年以前の古いデータについてはそれが加算加味できないというふうな旧総務省方式のやり方では欠点もありますし、先ほども申しましたようなまず財産の取得額等が確定をしませんと、当然資産なり或いは逆に言うと負債の状況も確定できませんので、私等が考えておりますのは、今答弁させていただきましたように、当面は皆さんに財政の状況の危機的な状況を伝えるという手段としましては、まず今後の資産の一貫であります、基金或いは負債の総体的な名称であります公債費の支出の状況、そういうふうなものは、バランスシートの中では読み取れませんので、まずそういうふうなものを示さしていただいたのちに順次、地籍調査等が終わり資産が判明した時点でバランスシートに取り掛かる方法がい

いのではないかというふうなことから今回バランスシート優先というよりもまず財政推計をまず皆さんに示させていただいて本当に町の財政の分かりやすい状況を説明させていただいたほうがいいんじゃないかというふうなことで先ほど町長が答弁したというふうなことでございますけれど、以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 岩井議員。

○議員（8番 岩井 美保子君） 書類がそろわないということ、調査中のものもあるということで焦ってもいけないと思いますが、まあ今何年か先にということでございましたが、何年か先になりますとここにおられる方々も退職されていらっしゃるという形になってしまうということでございます。それはバランスシートがなければ分からないわけでもないということでしょうけれども、私たちはやはり大山町がどういう状態にあるかというのを借金、それと起債、債券と基金との関係は財政推計のあれで分かるんですけど、本当の所の大山町は、どうなんだということが分かりたいわけですか。かと言って私たちがそんなことができるわけがないでしてお願いするわけでありまして、やはりこれは努力をしていただいて、なるべく早く、町民のみんなに提示をしていただきたいと思いますというわけでございます。課長、いかがでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは再質問に答弁させていただきますが、先ほど来、総務課長が答弁いたしておりますように私どもとしては出来るだけ情報を集めて、住民の皆さんにお示しをし、判断をいただきたいと思っております。

当然負債の部分等も公債費がいくら残っているということもお示しをしているところでありますし、これから見込める財政の状況、これもお示しをしながら、そういった中で、長期的計画の中で何の事業を優先させ、どういった施策に取り組んでいくかということは、住民の皆さんの声も聞きながら、情報開示をする中で進めていきたいと思っております。ただ先ほど来、申し上げますようにバランスシートの中で話題となる部分、要は、資産の部分であります。その資産という部分が、不確定な部分が沢山あるというところの中で、なかなか資料の作成が特に地籍が済んでませんと、実際の目的も分からない、資産の額もなかなか出せないという現状でありますし、そういったところの中で、その部分はある意味では資産としてあるわけでありまして、本当はそれがいくらの財産になっているから大丈夫だよという、これだけ借金があるけれど、これだけの財産もあるけれど大丈夫だよということもお示しできれば、数字としてですね、ご理解をいただく部分もあるんだというふうに思っておりますけれども、なかなかそういった作業が今の状況の中で困難であるという状況の中です。したがってまずはそれはそれといたしまして今の状況、実際に事業を行っていくうえでの、うちの大山町の懐具合、そういったものについては当然お示しをしながら、今後取り組んでいきたいと思っておりますので、そういった状況等ご理解を

いただければなと思います。

○議長（鹿島 功君） 次の質問、岩井議員。

○議員（8番 岩井 美保子君） ただいま答弁をいただきました。速やかにそういう方向に向けて頑張っていたいただきたいと思います。

次に、4項目でございますが、敬老会の取り組みについて質問をいたします。

この敬老会の取り組みについて、合併協ではどのようなすり合わせの話し合いが持たれたのかということと、平成17年度の決算によると対象者の合計が3,220人のうち、出席者は3分の1の1,141人であったという計算書の中に書いてあります。それで2,079人の方が欠席だったわけでございますが、この対応が問われると思います。不公平を感じ得ませんが、町長のご所見をお願いしたいと思います。

それから平成18年度の予算額あがっておりますのは、この実績によるものかということでございます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは敬老会のご質問について答弁させていただきます。敬老会につきましては、それぞれ合併協議の中で、旧町でそれぞれ開催をしておりますその状況等を意見交換、情報交換する中で合併協定書が作られておりますが、その中では旧町単位で開催する。そして記念写真は廃止をする。記念写真をとっていた町村もありました。更には欠席者には記念品を配布する、これも配布しているところとしていないところがありました。対象者は、75歳以上になる者とするというふうに定めてございます。

そういった協定の状況を踏まえ、当日ご都合が悪く欠席された方につきましては、記念品をお送りし、来年の参加の呼びかけをいたしておるところであります。また、平成18年度の予算につきましては、今年度の実績を踏まえ計上いたしておりますが、事業の内容を精査し、平成17年度予算よりは減額で計上いたしております。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 岩井議員。

○議員（8番 岩井 美保子君） この敬老会の持ち方でございますが、出席者の方が、3分の1位の出席で推移をしてきてるんじゃないかと思っております。その間、旧名和町の例を挙げてみますと、途中で最初は料理が欠席者の人にも配られました。そして、途中から紅白のお餅に変わりました。現在日本手ぬぐいが一本来るようになりました。それは、儉約をする意味でそういうことになされたのか、それとも欠席者はこれぐらいでいいわという感覚なのか。出席する人にはお祝いの料理もあって欠席は、日本手ぬぐい一本でいいんだという考え方か、ここに皆さんの不公平感を感じている部分があるんです。それは出す方は、催しをされる側はそれでいいのかもしれませんが、それを受ける側の気持ちは一体、どうなっているのでしょうか。ここに不公

平感という言葉は合わないのでしょうか。町長。よろしく申し上げます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岩井議員さんの再質問に答弁をさせていただきます。

敬老会それぞれ旧町で取り組みの違いがあったところではありますが、先ほど申し上げましたようにこういう方針で一つの方針を出し、17年度取り組んだところがあります。先ほどありました旧名和町における敬老会における状況、申されたわけがありますが、私も承知しておりますが、最初は欠席の高齢者の方にもどこの家にも区長さんや職員が手分けをして料理を配っていた時期もございました。しかしながら、いろいろ状況を聞いてみますと、届けられた高齢者の方がそれを何日も少しずつ分けて食べられる方があったりとか、あるいは留守であってなかなか渡せなかったりとか、食中毒の問題があります。そういった中で、これはどうしても提供した側の責任になりますので、そういったことは差し控えるべきであろうということで料理の配布は止めたという経過であります。それから記念品につきましても、色々検討する中で、あとの配布の問題、先ほどの何にしてもそうであります。配布することによって、本当にそれが欠席者の方のためになるのかなという思いの中で、廃止をしてきた経過がございます。

老人福祉施策さまざまな事業があるというふうに思っております。その中の一つが敬老会だろうというふうに思っております。この敬老会の該当者3,220名、これが全員参加できるってことは絶対有り得ないというふうに思っております。当然寝たきりの方もいらっしゃいます。外に出れない方もあるわけでありまして、また該当の方でも反対に敬老会なんていうものはまんだおれは出る年じゃないって言う75、80以上の方もおられるわけでありまして、本人の意志だというふうに思っております。

そういった中で敬老会に参加者が少ないからどうかということよりは、これは一つの敬老会として、ここで敬老会の中で集まって、「久しぶりに出会ったな、おいどげな」というような顔合わせ、いろんな話をするということも元気な高齢者の方にとっては楽しみだというそういった一面もあるわけでありまして、まあそれじゃ来なかった人はいいのかというと、そういうわけでもありませんけれど、まあ敬老の気持ちとして今、今回は手ぬぐいを新町になってから一本ずつ配布しようということで記念品としてお配りをしているところではありますが、少なくとも先ほど申し上げましたように老人福祉の施策、これは敬老会だけではありませんので、そういった意味では、参加できない方々につきましても、そういった意味では私は施策としては出来ているというふうに思っているところでもありますので、その辺のところは、欠席の方もご理解をいただけるんじゃないかなと思っているところでもあります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 岩井議員。

○議員（8番 岩井 美保子君） 敬老会、金婚式、長寿お祝いの金額が、私ちよつと合計してみました。18年度は1,233万4,000円ぐらいになるかと思いません。昨年17年度には1,600万くらいかかっておりましたですが、減額されてこれだけに予算額があがってきております。単純に3,220人で割れば、3,830円位な一人当りの金額が出て参ります。どういうふうにするかは、執行部の方がお考えになることですから、担当課が考えられることですから、私たちが口を挟む余地はありませんが、そこら辺のところも勘案されて、どのようにされた方が敬老会の持ち方事態がどういうふうにした方がいいのかということも一度お考え、見直しというようなことを思っただけならと思いたすがいかがでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問に答弁させていただきますが、この敬老会、金婚式のあり方につきましては、私の考え方といたしましては先般の予算の質疑の折りにも申し上げたとおりでございます。合併してそういう方針でやろうということで決めたわけでありますから、取りあえず1年やってみました。そしてその状況を踏まえて2年目少し予算等も整理をしながら一応予算計上をしております。いずれにしても、これからその在り方、改めて協議をすることが必要であろうかと思っておりますので、高齢者の皆さん方の思いも聞かせていただなくちゃなりませんし、検討を加えながら取り組みを進めていけばいいなというふうに思っておりますので、もちろんこのままずっと同じようにするという考え方はございませんので、またいろんなご意見をいただければなというふうに思っております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 岩井議員。

○議員（8番 岩井 美保子君） 6月議会に取り上げた防災行政無線放送で10時と3時にチャイムの追加を提案いたしました。検討するということではございました。その後の結果はいかがでございましょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは防災行政無線のチャイムのご質問に答弁をさせていただきます。

6月定例議会でご質問のありましたこの件につきましては、「町民の実態把握に努めながら、方針を決定していく。」との答弁をいたしておりますが、この間、町長への手紙を通して、旧町のようにチャイムを流してもらいたいとの要望が2件、またその他電話、口頭により同様な要望をお受けいたしております。

さて、このような状況を踏まえ検討した結果はというご質問であります。防災行政無線につきましては、町民のみなさんに知っていただきたい情報を、できる限り精査をして行うこととし、合併協議会で協議検討されたように、必要最小限のものとすることが適当ではないかと方針の決定をいたしております。

時報のチャイムにつきましても、住民の方には便利なことではあろうというふうには思っておりますが、反面放送が多くなることに対するご意見や苦情も多数あるのも実情であります。そういった状況を踏まえ、当面は、現在の時間に鳴らす方針を継続していきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（鹿島 功君） 岩井議員。

○議員（8番 岩井 美保子君） 聞き漏らしました。出来ないということだったですか。やはり10時だ3時だというのは、町と一体感、私たち外に出てても、「あっ、3時になったんだな、10時になったんだな」というのは、町と私たちを結ぶ一体感だと思っておりますので、これはちょっと時報までいかななくても、何か軽い音楽でも、大山町民歌でも流していただくというような形でもいいのですが、何か合図をしていただきたいと思いますのですが、これは町民の気持ちでございますので、私一個人の考えではありません。どうぞお考えいただきたいと思いますが、いけませんか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 非常に悩ましいご質問であります。うるさいというのも町民の声であります。確かに時報があって、それで「あっ、3時だな、10時だな」というのがこれで分かるというのも町民の声だというのは分かります。しかしながら屋外無線機のすぐ下にある家とか、或いは家で、家の中にも無線も設置していただいているわけでありましてけれど、やたらに放送があるとうるさいという声も町民の声であります。したがってどの声を大事にするかと言われれば私としては非常に悩ましいところでありましてけれども、そういった中で今しばらく状況を見させていただいて、このままで対応させていただきたいというふうに思っておるところでございますので、どうぞご理解のほどお願い申し上げます。

〔「了解しました。」の声あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、11番 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊 壊司君） 11番議席の諸遊でございます。この度は2点私の考えを述べ、町長並びに執行部の皆さんの考えを質したいと思っております。

まず始めに、保育所入所手続きと基準の見直しについて、町長の考えを質したいと思っております。

保育所業務を現在は、福祉保健課が所轄していましたが、新年度より教育委員会に移管され、新たに幼児教育課が新設され、保育・子育てに関わる業務を引き継ぐ計画をたてておられます。このことは、県内はもとより全国的にも画期的なことであり、家庭環境が大きく変貌した現在、そのニーズに応えるためにも、また三つ子の魂百までのことわざのように小さい時からの教育はとても大切なものと私は大変賛同し、そしてその業務を移管された成果に対し大いに期待しているものでございます。

しかし、保育所へ入所できる基準、つまり条件をよくみますと、大まかに6つの基準があります。ここに平成18年度保育所入所説明会の資料を持ってきております。保育所へ入所できる基準とありまして、保育所へ入所できる児童は、両親のいずれも、次のいずれかの事情による場合である。つまり、条件があるわけでございます。1. 家庭外労働、児童の親が家庭の外で仕事をするのが普通なので、その児童の保育が出来ない場合。2. 家庭内労働、児童の親が、家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をするのが普通なので、その児童の保育が出来ない場合、3. 母親の出産等、親が出産の前後、病気、負傷、心身に障害があったりするので、その児童の保育が出来ない場合、4. 疾病障害等児童の親が疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有していることにより、その児童の保育は出来ない場合、5. 病人の介護等その児童の家庭に長期にわたる病人や心身に障害のある人があるため、親がいつもその看護にあたっており、その児童の保育が出来ない場合、6. 家庭の災害、火災や風水害や地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したためその復旧の間その児童の保育が出来ない場合、この6つの条件があるわけでございます。特に母親の出産につきましては、原則出産前8週から出産後8週までが対象になっております。こういう基準があるわけでございます。

簡単に言えば町長、それは基本的には家庭で保育しなさいということがうたってあるじゃないでしょうか。そしてその上農業、自営業、妊娠、介護、病気等の理由で保育を町でお願いする場合は、つまり町の保育所に預ける場合には、その地域の民生委員の証明書が必要となっています。現に民生委員さんからもこの証明書なるものが本当に必要なのかという疑問の声も上がっておるようでございますが、そのことをその委員会で、民生委員会で質問されても明確な返答はないとのことでございます。

町長、この度の機構改革は、今以上に将来の大山町、将来の日本を背負う明るく元気なそしてまた常識のある人間育成のために機構改革をされると思うわけでございます。ならば入所に基準を設けるべきでないと思はるわけでございますけれど、町長の考えを質したいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 諸遊議員さんの質問に答弁させていただきます。

保育所入所、これはあくまでも措置でございます。保育所は、保育に欠ける乳幼児又は幼児を保育することを目的とする施設とする、というふうに児童福祉法で定められております。

平成9年の厚生省の局長通達においては、「市町村は、入所申込書の記載事項及び添付書類に基づき、保育に欠けるという事実を確認すること」とされております。

町が保護者のみなさまへ示している先ほどの6つの基準、「保育に欠ける」場合を例示したものでありますが、法律及び通達の趣旨から、基準を撤廃することはできない

というふうに理解しております。

なお、「保育に欠ける」要件の確認に関しましては、従来、客観的に証明する資料の整備が必要とされてきましたが、平成8年の厚生省の課長通達により、「市区町村担当者の面接調査、電話の照会、窓口における事情聴取等により、的確に確認ができればそれをもって足りるものとする」というふうにされました。

しかし現実的な取り扱いといたしましては、担当者が直接すべての家庭の事情を把握することは困難でありますから、就労証明書や診断書等、各種の証明を参考にしながら申請者と直接面談をし、公平かつ的確な確認ができるよう努めているところであります。

証明が必要な事項の内容によっては、民生児童委員さんの証明がもっとも適したものと判断をいたしておりますし、それ以外に適した証明方法がないのも現実であります。民生児童委員さんには、大変お手数をおかけいたしているところでありますが、趣旨をご理解のうえ、引き続きご協力を賜りたいと思う次第であります。

新しい「幼児教育課」で業務展開をする中で、将来の大山町を担う明るく元気な子ども達の育成に取り組んでまいりますが、国費を措置の目的で交付を受けており、入所基準につきましては、従来の通りとしなければならないというふうに考えておるところでありますので、ご理解賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 諸遊議員。

○議員（11番 諸遊 壤司君） 町長の答弁、私も勉強しました。そのとおりで児童福祉法がある。そのとおりという意味はいけませんけれど、確かにそういう法律があるようでございます。

しかし町長、町長も町長でなく一人の親と言いますか、保護者として見られた場合、この6つの条件、例えば専門で、専門といいますか、育児、お母さんが勤めを止められて、育児に専念されておられる方は、保育園に入れることができないということになっております。保育所の入所できる基準を見ますとですね。

まだ65歳以下の祖父母が同居している場合も同じ扱い、つまり65歳以上のおじいさん、おばあさんが元気で育児をしておられたら、保育所に入れちゃあいけませんよというのがここにうたってあるんです。児童福祉法に確かにそういうことがあって、国の助成をいただいているらっしゃる。これも事実私も分かっております。しかし、それを言いながら実際子育て、おじいさん、おばあさんがしておられるところとか、奥さんが一生懸命子育て専念しておられるところには、基本的には保育園に入れることができない。そしてここにありますのは、最後に保育所へ入所できる園児の数が保育所の入所定員に満たない場合、保育所へ入所できる基準に該当しない児童も保育所で預かることができます。しかし、保育料の額は、保育料の最高額であると、こううたってあるわけでございます。で、町長がおっしゃったことよく分かりますけれど、こ

れをちょっと一般町民として、一人の町民として、これが正しい、この基準が正しいと思われませんか。私はそうでないと思うんですけどね。どうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問に答弁させていただきます。基準は正しいと思います。運用であります。ただ、私は基本的には、子育ては親と家庭がすべきだと思っています。保育所が子育てする場所ではないと思っています。従ってさまざまな事情の中で、子育てをする場所として保育所が、支えてあげるという役割としては大きくあるというふうに思っております。それが原則だろうと思っております。従ってこの基準としては措置でもありますし、この基準としては妥当な基準であろうと思っております。

ただまあ、子どもたちが育っていく中で集団でいろんなことを学ぶということも大事なことであります。子どもが少なくなってきた中でそれを保育所に求めていかれるという思いもよく理解をするところがございます。少なくとも私どもといたしましても国の基準の中で、措置費をいただきながら、保育所を運営しているわけであります。毎年、そういうきちっとした調査もあるわけでありまして、そういった中で保育に欠けない子どもをどんどん保育所で預かるとするならば、それは別の形での場所を作っていかなくちやなりませんし、また今、若いお母さん方が子育ての中で保育所だけでなく、皆さんが寄って子育てについて語りあったり、育児に取り組むという場所もふれあい会館等で作っておるところでありますし、そういった場も当然作っていかなくちやならないと思っておりますが、こういった今の中でのこの基準を基本にしながら運用していかざるを得ないし、そういうことであろうなというふうに思っております。改めて申し上げます。基本は、子育ての基本は、親と家庭にまずあると、いうことはみんなが理解していかなければならんではないかなと思っております。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 諸遊議員。

○議員（11番 諸遊 壤司君） 子育ての基本は親と子である、誠にそのとおりでございます。しかし町長、この所轄を教育委員会幼児教育課に持ってこられた。町長、聞いておられるか。いいですか。大丈夫ですか、聖徳太子みたいな人ですな。つまりね、これまで保育園預かってあげる健康福祉課が、今度は教育、つまりいろんなことを子どもの時から教育しよう、その特に、町長がおっしゃったことよく分かりますけれど、ここに基準、条件をつけるということは私は平等の原則、反するんじゃないかと思っております。私も長いこと、もう十何年も二十年も前のことですが、小学校の父兄会の世話をしたことがございます。で、一年生の授業を見に行きましたら、もう今で言う学級崩壊ですね。小学校に入った子、保育園から小学校に入ってきた子が、ウワァー、学校のその時の担任の先生、若い初任者、初めて先生になられた方、

いくら生徒の前で、「シー、みんなシー」って言っても、生徒ワァーワァー騒いでいたんですよ。こりゃあやっぱり、そのための一つの教育委員会に移管されることではなからうかと、ですね教育長。私はそう思っております。ならば、もう一度言いますよ。福祉法、国の児童福祉法があるから国から助成もらっているからそういうことは変えることはできないということはよく分かりますけども、やはりそれだったら皆さんがいろんな条件の人があるけども、もっと小さいときから保育所に行きなさいと、そして今おっしゃった共同の生きる方法とか、いろんなことをみんなで勉強しましょう、これが教育幼児課にかえられた最大のわけだと思っておりますけどももう一度答弁をお願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問に答弁をさせていただきます。諸遊議員さんのおっしゃるのは良く分かっております。お互いに思いは通じているというふうに改めて思っておりますけれども、このたび保育所の所管を幼児教育課、教育委員会に移すという思いは先ほどおっしゃった思い、私、前から申し上げておりますように就学前教育、学校に上がるまでにきちっと生活習慣を身に付けて、そして学校に入ったときにはちゃんと人の話が聞けるそういった状況を作ってやりたい。それは基本的にはそれは家庭でありますけれども、いま家庭の教育力が落ちてきてきている中で、それを保育園の年長、あるいは年中、こういうところで幼稚園的な幼児教育、そういったカリキュラムの中でそういった体制を作り取り組みたい。更には子育て中のそういった若いお父さんお母さん方にも子育てについての理解を深めていただき、子どもを育てる能力を高めていただきたい。意識を高めていただきたい。そんな思いを託して社会教育、あるいは学校教育のノウハウを持つ教育委員会のほうに所管替えをするということですが、しかしながら、あくまでも保育所は保育所であります。

幼稚園を作ればそういうことは、厚生省の基準にとらわれずにできるわけですが、幼稚園を作っていくだけの今条件にもない。そういった中で保育所の中でそういった、要は今の法の枠の中で保育所にそういった役割を教育委員会に託していきたいという思いであります。現実的にはほとんどの方がお忙しくて、お勤めであったり、家庭の農業等も忙しい地域であります。ほとんどの方が、保育所に出さなければならぬような環境にあるのではないかなというふうに思っておるところでありまして、そんなような今の保育所の入所の状況も見て、保育所を移管することでそういった就学前教育は成り立つのではないかなと。なかなか保育所に入所できない基準の方が多いようでしたら幼稚園というあるいは別の形でそういった就学前教育も取り組まなくちゃならないわけですが、現状見ますとほとんどの方が保育所に出さなければならぬようなそういった状況にあるというふうなことも踏まえてそういうふうな措置をとっておるところでありますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 諸遊議員。

○議員（11番 諸遊 壤司君） 町長の答弁を100%理解するわけでないですけど、思う気持ちは底辺は一緒だと思いますので、次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、人口減ストップの方策はと題して私の意見を述べ、町長の考えを質したいと思います。

自治体が活性しているか否かのバロメーターの一つに、その自治体の人口が増えているか減っているかが判断の一つであると言えると思っております。

全国的に少子高齢化が進む中、我が国の人口もつまり、平成17年の1億2,776万人がピークでその後は減少の一途をたどり、このままでいけば2100年には、私も皆さんもお亡くなりになっておりますけども、2100年には6,400万人に半減すると予測されております。

先日発表されました国勢調査結果によりますと、西伯郡内の4町村つまり、伯耆町、南部町、日吉津村、私の町、大山町で、大山町は減少率、減少人数とも一番悪い数字を示しております。ちなみに数字をあげますと、日吉津村が率では3.4%の増、人数で102人の増、これは平成12年と平成17年の比較でございます。南部町が減少率がマイナスの1.1、減少人数が139名の減、伯耆町が減少率で2.5%の減、人数で320人の減、そして我々大山町が減少率で3.5%、人口で677人減少しているわけでございます。同じ米子への通勤圏内にありながらなぜ、我が大山町は減少が著しいのか、まず町長にこの現実をどのようにとらえられているのかお尋ねしたいと思います。

私は原因の一つに他の町村に比べあまりにも分譲宅地が少ないと思うわけでございます。米子に近くて交通の便が良く、生活環境が良く、そして何よりその土地価格が安い。そうあれば、必ず特に若い人は定住すると私は思うわけでございます。

そこで町長、仮に民間業者が町内に分譲宅地開発をされる場合、町はどのような助成をされるのかされないのか、いわば上下水道はどうされるのか、町道はどうされるのか、町が助成をされるのか、されないのか質したいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは「人口減少にストップをかける方策は」というご質問について答弁させていただきます。

人口減に歯止めをかけるための定住化対策として、住環境の整備である分譲宅地開発も大きな効果が期待できるものとは思っております。

ご質問の趣旨は、民間開発の場合、行政としてどのような支援策を講じることができるのかということですが、営利目的の民間開発に行政が支援する場合、まずは、行政側の施策、思惑が民間側の目的と合致をし、公共性が高く、投資的な効果が期待できることが条件であろうというふうに思います。

ご質問の中にもありますが、分譲宅地購入のお客さんにとって大きな魅力は価格であるというふうに思います。安価で販売するためには工事費用を抑えることがポイントであることも十分理解をいたしております。しかしながら、工事費の節減を目的とした行政の支援には限界があります。

仮に、条件が満足し官民一体となって分譲宅地開発を行う場合の具体的な支援策は、計画地の立地条件にもよりますがインフラ整備に限り、当初から事業計画に参画をした上で造成地内の下水道や、上水道の工事を行政側で行うこと、造成地内の完成した道路の維持管理を行政側で行うこと、こういったことが考えられるところではありますが、いずれの支援策にいたしましても開発業者の開発目的を見極め慎重な対応が必要と考えております。

厳しい財政状況の中、民間企業の資本力や、経営能力、技術力そして販売能力を活用しながら、官民一体となって住環境整備を行うことも今後は十分検討しなければならない課題だろうというふうに思っております。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 諸遊議員。

○議員（11番 諸遊 壤司君） 旧大山町、まだ黒田町長が親分の頃でございました。大山町その当時、旧大山町が西伯郡内で一番人口が減ったわけでございます。今の旧名和地区、中山地区よりも旧大山町が一番減ったわけでございます。私も議会で取り上げ、当時の黒田町長さんの英断、そして議会の理解がありまして38区画が平成16年の五月に完成いたしました。場所も良かったでしょうし、今町長がおっしゃったように安かったということがあるでしょう、1年間で完売いたしました。そして今半分くらい入っておられますでしょうか、家建てられましたでしょうか。世帯数が27世帯、今2月の末現在で90何名人口が増えております。やはり今町長がおっしゃったように、官と民が一緒になってそこに町が助けながら、旧大山町の場合もここに押村課長がいらっしゃいますが、この方が担当でございましたが、上水道下水道の補助と言いますか助成でしょうか、旧大山町からされました。そのおかげで安く分譲できたと思っております。町長おっしゃったように安くて便利があれば人口は増えます。目的が民間が来たときに町としてももういっぺん検証しながら、そういうのを積極的に取り入れるべきと思っております。もう一度町長の考えを質したいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問に答弁させていただきますが、先ほど答弁をしたとおりでございますので、そんなに諸遊壤司議員さんのおっしゃることと違いが無いものというふうに思っております。あと一つ分譲地も大事であります。若い方々が住めるような要はアパート等も短期的な居住する場所も必要でないかと思っております。いずれにしても民間の活力を活用しながらそういった取り組みは必要だろうというふうに思っております。一点、中山の分譲地も

まだありますので、これについての販売の方もしっかり取り組んでいきたいとお
おるところでございますので、そちらの方のご支援もよろしくお願い申し上げます。
以上であります。

○議長（鹿島 功君） 諸遊議員。

○議員（11番 諸遊 壤司君） よく分かりました。私の質問は終わりたいと思
います。

○議長（鹿島 功君） ここで休憩に入りたいと思います。2時半まで休憩したい
と思います。

午後2時20分休憩

午後2時30分再開

○議長（鹿島 功君） 再開します。次、3番、吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原 美智恵君） 通告に従いまして、1問質問いたします。指定管理
者制度導入の取り組み状況はということで、今年度、「指定管理者制度」導入予定と聞
いています。これまで、住民が広く利用することのできる公の施設の管理を民間事業
者やNPO法人などにも対象を広げ、委託できるようにしたという制度だと考えます。
その制度には、新たな発想の活用により、住民サービスの向上を図るとい
うねらいと管理経費の節減、運営の効率化も見込まれるところだと思
います。

その運営が成功すれば、私たち人口の少ない町の経済波及効果は大きく、また厳
しい予算編成の中、かなりの経費削減につながる可能性もあり、大変重要な課題
であると考えます。

さて、その中のひとつ、運営方法の検討に入っていることと思いますが、どのよ
うな運営パターンに分かれているのでしょうか。またこの時期になれば、この制
度に関していろいろな情報を広く町民に知らせることも大切ではない
でしょうか。施設にしても詳しい利用条件など、新しい大山町になり、
たとえば山香荘等、詳しい利用条件などを知らない町民の方が多い
現状ではないでしょうか。

また、この機会にその施設に勤務する職員の意識を変え、町内の施設を全町
民がフルに有効活用できるよう取り組むこともこの指定管理者制度を待
つまでも無く、重要なことではないのでしょうか。町長にお尋ねいた
します。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは吉原議員さんの指定管理者制度導入にか
かるご質問に答弁させていただきます。

まず、地方自治法の改正による指定管理者制度の導入の趣旨につきましては、
これまでの議会においても説明させていただいておりますし、吉原議員の言
われるとおりであります。

さて、昨年12月議会におきまして、「大山町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例」を提案し、原案どおり可決をいただき、本年1月1日に施行したところであります。

その後、現在、社会福祉協議会や地域振興会に管理委託をしております「福祉センターなかやま」・「保健福祉センターだいせん」、名和地区にあります「地域休養施設山香荘や名和農業者トレーニングセンター及び名和総合運動公園などの施設について、具体的な検討に入っているのが現状であります。

どのような運営パターンに分かれるのかというご質問であります。まずは、指定管理者制度を導入するかどうかという点、導入するとすれば、公募にするのかしないのかということでもありますし、導入しないという結論になれば、これまで管理委託していた施設を、町が直営で管理運営することとなるわけであります。

次ぎ、2点目・3点目のご質問でありますけれども、指定管理者の公募をするにあたっては、周知期間を十分に持ち、幅広く事業者の参入の機会を設けたいと考えておりますし、また、新町の公共施設の一覧については、合併当初、全戸に配布をいたしました「くらしの便利帳」、また、主だった施設については、町のホームページにも紹介をさせていただいているところであります。

公共施設の有効利用については、その施設の規模や町民のニーズの問題もありますが、それなりに多くの町民に利用いただいているものと思っております。

しかしながら、管理職員での公共施設の管理のあり方検討プロジェクトの検討結果を、議会の行財政改革特別委員会に報告させていただきましたように、類似施設が数多くあり、今後の方向として、施設の統廃合ということも大きな視野にいれながら、経費削減をすることも大変重要なことであると考えておるところでありますし、ご指摘のように現在の施設がより快適に町民の皆さんに利用いただけるような職員の意識を高めていくも大切だということは、十分理解しているところであります。

○議長（鹿島 功君） 吉原議員。

○議員（3番 吉原 美智恵君） さっきのパターンですけれども、ひとつ公募により指定以外に指名により指定というのはありませんか。それからもうひとつ他の機関に移管ということもありませんでしょうか。そのことと、それから公の施設で一応町民に周知しているということでしたが、私申し訳ありませんが、機械音痴でそれでは議員の資格がなくなるかと思いますが、ホームページを見ておりませんので、もしかしたら中年以上というかそういう方はホームページは見られませんし、もう一回広報なわとかで指定管理者制度に浮かび上がった施設の利用条件とかお金とか使用料とか知らせてあげて、指定管理者制度を発表されて、もしかしたら手をあげる管理者がないかも知れませんが、とりあえず今ある施設をもう一回見直しして、きちんと町民の方に手引きがあるということでしたけれども、広報なわでその主な施設をフル活用し

てもらおうという方法を考えていただきたいと思います。

と、いうのは例えば山香荘ですけれど、クレハウスとかありますけども、じゃあクレハウスがもしかして週末に10人くらいで泊まることができます。そういうことを知っている町民が本当におられるんでしょうか。ただ、冊子が出してあるということだけでなく、やっぱりもう一回教えてあげる。そして大山町民がまた、本当に活用できれば少しでも日銭が稼げると思うんです。今、民間では10何万円の工事でも一生懸命総務であろうとも何であろうとも営業して、仕事を取ってきて維持管理費に当てるといような状況ですので、その辺は職員の方も頑張っただきたいなと思います。そして、お風呂があると思うんですけども、山香荘ばかり言って申し訳ありませんが、私の身近な施設では山香荘ですので、お風呂も立派であると思いますが、それが地域の方にももしかしたら開放できて一回300円とか取っただけであれば、その辺難しいかも知れませんが、温泉ではありませんので300円でもいいかと思うんですけど、開放されてそれが一日10人使えば、3000円というように小さい積み重ねではありますが、そこでまた地域の方が出入りすると住民のニーズが分かたりしますし、今の状況ではほとんど休眠状態というか、そしてまたクラブ合宿とかそういう時にだけ活発になるような状況ではないかと思うんです。ですので日頃の地道な取り組みということも新しい事業と一緒に見直していかなければいけないのではないかなと思うんです。そしてまた、宿泊施設が神田の山香荘、きれいで整っていると思うんですけども、もしか、親戚とか大阪とか東京とかそういう都会に親戚があって冠婚葬祭などに来られた時にですね、食事の提供はできても宿泊なんかはすごく大変でありますから、もしかしたら宿泊だけ利用ということも考えることもあるかも分かりません。そういうのは使用料がもらえるということで、少しでも維持管理費を産んでいくという考えはいかがでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは私の方から答弁させていただきます。パターンの中でご指摘のように公募によらない指名という方法もあるというふうに存じております。いろんな形での指定管理者についての募集なり、指名なり決定をしていかなければならないというふうに思っております。そういった施設をもっと多くの町民の方に知っていただくべきではないかということでありました。もちろんそうだというふうに思っております。先ほど申し上げましたように、町内のあらゆる公施設につきましては合併のときに作りました暮らしの便利帳ということでこのくらいの冊子であります。それを全戸に配布はしておるところであります。

今ご指摘の指定管理者に応募していただくためにも、その施設を多くの人に理解してもらおう方法もあるのではないかという手段をとらなくちゃならないのではないかといいことのでありしたので、それは当然申し上げましたようにして管理の募集をする場

合にはそういった条件等も含めて周知をしなければならないというふうに思っております。

あと1点、山香荘の話がございました。ご指摘の点よく理解するところであります。しかしながら長年、山香荘の運営を取り組んでいく中で合併前でありまして、旧名和町の時点でいろんな施策取り組んでまいりましたが、なかなか利用が伸びないという環境の中で、思い切って合宿、研修等、小中高こういった子ども達の研修の場として位置付けていこうということで料金体系なり、運営の体系も変えてきたという経過がございます。クレハウスなりログハウスは自由に泊まっていればいわけですから、それはもっと使えるよということをPRしていかなくてはならないというふうに思っておりますが、先ほどご提案いただいた内容等についても色々当然検討してきたわけでありまして、逆にそれを運営していくために職員を置かなくてはならない、体制を作っておらなくちゃならないそうすると年間の維持管理なり、維持経費の中で逆にその部分が重荷になってくるということでありまして、したがって一般の平常の宿泊客をとろうとすると一人でも二人でも泊まるために宿直の職員を置かなくちゃなりませんし、そういう体制作りをしておかなくてはなりません。そういった中で、研修等に特化した形で宿泊料金も下げ、それでも今体制も二人しかおりません。その宿泊とか研修の団体が来たときに対応する体制を作ろうということであるべく通常の経費を縮減するような形で運営してきているところであります。施設も非常に老朽化してきているところでありますけれども、それに投資をするだけの体力も無いという中で、そういった状況で今、施設の利用について、更にその方面の中でもっと平日と休みの期間だけでなく土日とか3連休の時にももっと合宿とか研修に使ってもらえるようなそういった呼びかけをどんどんしていこうじゃないかということはこの間も理事会の中で確認したところでございまして、いずれにしてもこれにつきましても目が変われば、運営に対する視点が変わってくれば、また新たな活性化の方策もあるかもしれません。そういった意味からも指定管理者制度の中でまた活路が見い出せてくる分もあるのではないかなという面も期待をしておるところであります。以上です。

(「了解いたしました。」と呼ぶ者あり。)

○議長（鹿島 功君） 次、6番 森田増範君。

○議員（6番 森田 増範君） 6番、森田でございます。私2点質問いたしますが、1点、指定管理者制度実施に評価の仕組みをとということの中で、先ほどの吉原議員と若干重なる場面がございますので、その点につきましては軽く触れていただくという程度でも差し支えございませんのであらかじめ申し述べさせていただきます。

まず1点、指定管理者制度実施に評価の仕組みをとということでありまして。地方自治法の一部改正により、公の施設の管理委託制度から、指定管理者制度へ改正をされま

した。町の直轄方式で行うのか、指定管理者で行うのかを決めた後に、指定管理者で行う場合、平成15年9月2日以降3年以内に公の施設の設置管理条例制定・指定管理者の指定を行うこととなっております。今年9月には事業開始となることとなると思います。先ほど質問の中にもございましたように、本町におきましても先の12月定例議会で公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例が上程されまして、本会議で議決されました。今年9月には実施されるものと考えられます。

次の2点につきまして町長に質したいと存じます。平成18年度指定管理者を導入する考えの中で公の施設は何があるのかという点につきまして、また、事業開始までのタイムスケジュールについてということであります。若干重複するところがあります。

二つめは、鳥取県は指定管理者業務を客観的に評価する外部委員制度を導入いたしました。施設の管理運営状況の点検、確認や利用者の視点に立った運営、サービス等の客観評価が重要視されて導入設置されたものであります。本町ではこの業務評価等についてどう取り組んでいかれるのか。評価し、次の年への意見具申であり、そういったことについて次年度への意見具申等を行う委員会の設置が必要と考えますがどうでしょうか。この件につきましては、先般の12月の時にも私質問いたしましたところでもございますけれども、あえて県の方もこういう方向性を出してこられましたので改めて姿勢を問うところでございます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは森田議員さんの指定管理者制度実施、更にはその評価の仕組みをというご質問に答弁させていただきます。

まず1点目の指定管理者を導入する考えの公の施設ということではありますが、具体的には先ほどの吉原議員さんの質問の中で答弁をさせていただいたとおりであります。その他にも該当する施設がないかこれから検討してまいりたいというふうに思っております。

現在、これまでの管理委託先のひとつである「地域振興会」の組織をどうするかという問題をかかえておるところでありまして、今月立ち上げました「大山町行財政改革審議会」での審議もお願いしながら、受け皿としての「地域振興会」のあり方や、公共施設管理のあり方について、十分な検討を加えた上で、指定管理者の導入可能な施設については、順次、その手続きを進めていきたいと考えているところであります。

スケジュールでありますけれども、前段の状況は状況といたしまして、指定管理者の指定のご審議をいただくまでに、募集説明会の開催、事業者からの指定申請書の提出、さらには、内部審査及び選定委員会の開催を経て、指定管理者候補者を決定することになるというふうに思っております。

その後、議会での承認をいただき、町と指定管理者との協定締結という流れになる

んではないかと想定をしているところでもあります。

次に、業務評価等について、どう取り組むのかというご質問であります、結論的には、業務評価に関する外部の委託制度については、現在のところ導入する考え方は持っておりません。

県とは違いまして、身近な施設の指定管理でありますので、所管課の職員を中心に執行部として、また議員各位を始め、利用者の声、関係団体の意見を十分に伺いながら、指定管理者の管理運営・サービス体制を把握していき、不具合な所があれば、随時、管理運営について指導することによって、指定管理者制度導入のメリットを追求していきたいというふうに考えておるところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 森田議員。

○議員（6番 森田 増範君） 業務評価等については考えていないということであります。前回の答弁と同じだろうなということでございますけども、その中で町長の方から答えがありました、身近な施設でありますので特に県とは違って必要ないということでありました。私が思いますのはですね、指定管理者制度自体が国の規制緩和の中で出てくる施策でありまして、この制度をこれから運用して展開していく過程の中で、今の時点で予定されているものの他にも年を押していく中でさらにああいっただ施設もこういった施設もということでの可能性は多々あると思っております。であるとすれば、現在身近な施設からスタートするのであるということですから、その業務評価等については身近な部署でできるのではないかとということでもありますけれども、では、そうでない企業会計のものであったりとか、そういった特別会計のものであったりとかというものに次に入っていく段階の中で、いよいよこういったものについては業務評価をする委員会であったりそういう組織をその時点で立ち上げればいいのかということについては施設によって、その体制を仕組みを作っていく、いかないということではやはりいかなのではないかなと。どういう形のものであろうとも最初からすべきことはしていく中で業務評価をしていく、そういった委員会という一つの仕組みの中でのものが必要でないかと私は思うわけですが、この点についてはどうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問に答弁させていただきますが、先ほど申し上げました外部評価、要は外の面、職員以外行政以外からの評価の制度をというお話でございました。答弁申し上げましたようにその施設自体、日常に利用しておられる方々の声が我々としても聞ける場所にある町内の施設でございますので、そういった意味で我々としても町民の声を聞いたり、さらには議員さん方をはじめいろんな利用者の声を聞く中で、私どもの方としての判断も一緒にできるのではないかとこのところの中

で、取り立てて外部の評価制度まで導入しなくてもやっていけるのではないかなという今のところの思いということでの答弁をさせていただいたところでございます。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 森田議員。

○議員（6番 森田 増範君） 外部評価ということではなくてですね、そうしますとこの外部の方を招いての県のこういう流れではなくって、いわゆる職員体制、執行部の中でのこういった評価をしたり、次年度に向けての意見具申をしたりとするそういう位置付けのある部署、あるいは責任のある部署あるいは組織、そういったものについては設置をする、あるいはそういった部署に責任を持たせるということについては町長の方で責任をもって対応していくということなのでしょうね。その辺について。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 基本的には委託する側の町の責任をしっかりと持たなくちゃならないという思いは一緒だと思っています。詳しい状況につきましては指定管理の中心に取り組んでおります田中支所長の方から少し見解を述べさせていただきたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 大山支所長。

○大山支所長（田中 豊君） ただいまの質問でございますけれども、具体的にはまだお示しはしておりませんが標準的な公募による場合は、募集要項というようなものを作成しまして説明会の中で説明をさせていただくことになると思いますが、その中で応募されました方に町側からこういう交渉しますよというような項目も入れてですね、募集にかけるということになると思いますので、先ほど町長の方からもありましたように、町村レベルでは県のような制度は必要ないんじゃないかと思っております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 森田議員。

○議員（6番 森田 増範君） 次の質問に入らなければなりません、町長の方から町の責任であると言う文言が今ございましたので、一応確認をさせてもらっておきます。

2番目に入ります。情報通信基盤整備ハード事業後の利活用プランをということでございます。合併後の新町まちづくりプランの主要大型事業であります、情報通信基盤整備事業が総額28億5,100万円余りで計画されております。町内全域の早期サービス化に向け、平成18年度の単年事業でありまして、通信環境の格差是正と地上デジタル放送開始に伴う難視聴対策がその主な目的としており、光ファイバーによる高速通信網の整備は企業誘致にも今後期待されると私も考えております。

しかし、これまでの事業具現化の取り組みは情報基盤を整備するというハード面が主眼となっており、完了後の利活用の協議、検討が不十分ではないかと感じておりま

す。総額28億5,100万円余りの予算を投ずる限り、単なるハード面の整備にとどまってはならないと考えます。平成19年4月には町内全域で通信、放送の利用がスタートします。今年一年間をかけ、有効な利活用策について十分協議、検討すべきではないのでしょうか。次のとおり2点について質します。

一つ、利活用策について、IRU事業者と連携を密にして、まず、行政内部で財政的な面も考慮しつつ、検討する部会から立ち上げられてはどうか。

二つ、利活用として、新町まちづくりのテーマである大山恵みの里構想と有機的に結び通信・放送を活用した展開を推進してはどうか。また、放送、特に町のチャンネルができるわけでありまして、この放送を町民参画により、どのように充実し町内外に発信していくのか等、今後取り組むべきと考えますがどうか。

三つ目です。この大型事業は新町まちづくり主要事業であります。住民説明会だけでなく、毎月発行しております町報を使ってのシリーズ化をして町民により利用への理解を求め、利用率あるいは普及率を高めるためにもそういったPR活動を行なってはどうか。以上3点であります。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは情報通信基盤整備についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず1点目の利活用策の検討組織の提案についてであります。どういう形になるにせよ必要なものというふうに私も考えています。一方、同じIRU事業者のサービスを受ける西部圏域内の各市町村間の連携を図り、情報を提供しあい、相互協力を視野にいたした番組づくりについて検討もされているところでもあります。こうした動きも視野に入れながら、より魅力ある利活用策の検討を行っていきたいと考えておるところであります。

2点目の具体的な活用方法についてであります。議員さんのご提案と同様、その必要性を十分に認識していますので、より一層のご指導、ご助言をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、この事業のPRについてであります。部落説明会の日程やこの事業の概略については、町報に事前に盛り込む予定にいたしております。

ただし、本事業が最先端の技術に基づくものでありまして、専門用語を多用しなければ説明できない事項がたくさんあるところでもあります。したがって、このような内容につきましては、部落説明会で詳細に説明をさせていただきたいというふうに考えておるところであります。いずれにしてもせつかくの大事業であります。これをあらゆる分野で町民の皆さんに活用いただき住民のサービスの向上、福祉の向上につながるような取り組みにつなげていかなければならないというふうに思っているところでもあります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 森田増範君。

○議員（6番 森田 増範君） 取り組んでいくということでの発言がございましたけれども、私が認識しておりますところではですね、その取り組みについてはなかなか具体的には進んでおらないのではないのではないかと思うところでございますが、今も広域的な総合的な取り組みもしておるといことでありますが、実際に利活用策について現在どのような取り組みがなされておるのかももう少し細かく説明を賜りたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問に答弁をさせていただきますが、詳細な取り組み状況につきましては担当課長の方から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（後藤 透君） 詳細な取り組み状況ということでございます。ただいま基本的な概略の設計を完了いたしました。その段階でありますけれども、まず、IRU事業者、いわゆる中海テレビとの関係で調整をつめてきているところでございます。その活用方法につきましては、具体的には自主放送というものがメインになるかという具合に思います。この中で文字放送で議会の日程または災害の状況こういうのが常時流れるようにしたいと考えております。さらには議会中継こういうものも考えておるところでございます。重なりますが、文字情報に加えまして緊急の情報、これはある一定の条件に基づきまして普段見ておられる画面から急に音声の情報を流していわゆる津波地震そういう災害情報こういうものを送信するような形を考えておるところでございます。

また、特集といたしましては、学校行事、またそれぞれの各種サークルの活動状況、こういうものを住民の皆さんからの提供もいただいた番組、こういうものも作っていききたいという具合に考えております。また、こういった住民の情報なりまた先ほど申し上げました議会の情報こういうものをずっと蓄えまして、いわゆる図書館的なものこれを検索することによって過去を遡るといような格好、さらには税やら介護のいわゆる不明事項、これについての問答集、こういうものを作成して、そこを見ていただくことによって検索が可能になってくるというものを考えておるところでございます。

従いまして今現在、職員を含めた事前の協議を元にして、今申し上げました利活用ということを考えて準備をしたところでございます。それ以降につきましては、先ほど町長が申し上げましたように色々なご意見、ご指導を受けながら更なる利活用というものを考えていきたいという具合に考えております。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 森田議員。

○議員（6番 森田 増範君） 今、担当課長の方から当面利活用するということに

ついて説明がありました。これは利活用というものの中で、これを設置していく事業が完了していく中でやっていくということについては当然初歩的な形の中でやっていくスケジュール、利活用策だろうと私は思っております。それは当然のことだろうと思いますが、さらにですね、やはりこの利活用策についてはさまざまないろんな利活用の方法が出てくると思います。

私がここで申し上げたいのは、先ほど課長の方から話がありましたそういったことも含めながら、やはり、財政的な面もありますので何でもかんでもやればよいということではありません。やはり執行部、まず内部の中ですね、いろんな部署があるわけですので、こういった方ですね知恵や意見も出しながら、提案も受けながら、財政的なことも考えながらやはり集って意見を交換し合い、アイデアを出し合いながら更なる方策の低コストでも中味の濃い、質の高い利活用策というの生まれてくるのではないかと私は思うところです。そういう意味合いですね、まず、この場面については執行部の内部の中ですね、単に企画情報課という担当課だけに任せることでなくて、たくさんの意見を集約して検討していくという、そういった組織あたりも作りながらこれからの一年間過ごすべきでないかと思うところですが、これについては町長どうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 答弁をさせていただきます。議員のおっしゃるとおりだというふうに思っております。今回の整備これは主にハードの基盤作りだというふうに思っております。大変な投資をいたしますけれども、光ファイバーという大変これから活用が十分にできるそういった基盤をまず作っていくというのが目的だというふうに思っております。当然私もこの事業計画立てる中で当初課長会等で指示をいたしましたのは、まずはこれを使って何ができるのか、各それぞれの仕事、各課でどういったものが情報通信基盤を使って今の業務が対応していくことができるのかということをもまず、大風呂敷を広げてそれから現実的なものに持っていくというふうがいいのではという指示をしておりますので、当然そういった議論もなされたというふうに思っております。しかしながら、まずは住民の皆さんに分かりやすいところから、直接的に住民の皆さんに関係あるところからご理解いただいてまずは加入していただく、そして基盤を作っておくということで今、進んでおるところでありますから、もちろん次のステップといたしましては当然これを利用して行政サービス、住民サービス、さらにはいろんな面でそれが活かされていくような活用をしていかなければ意味がないというふうに思っておりますのでもちろんそういった方向についても積極的に検討していきたいと思っております。ただ、予算が財源がかかることでございますので、順次の取り組みになろうと思っておりますが、そういった考え方はもって進んでいってまいりたいというふうに思っておりますのでよろしくご指導おねがいたします。

○議長（鹿島 功君） 5番、敦賀亀義君。

○議員（5番 敦賀 亀義君） 一問だけ質問したいと思います。私が質問いたしますのは、わが町の特産品販売体制についてでございます。

農林水産業を取り巻く状況が大きく変化しております。平成16年度産業振興課の調べによれば、町報にも載っておりましたが、大山町は県内で農業生産額は鳥取市について第2位、また沿岸漁業でも漁獲金額が第2位であります。更に本町においては地域の特性、そして資源を活かした特産物作りが推進されております。しかし、その特産物の販売については、販売所も少ないし、地域だけにとどまっていると私は思います。

近年は、スーパーマーケットの売り場には必ず地産コーナーが見受けられます。本町においても鮮度を付加価値として特産物販売施設を作り、地産地消を推進することで町の農林水産業の活性化にもつながると考えますが、町長の考えをお聞きしたい。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは敦賀議員さんの特産品の販売体制の整備についてというご質問に答弁をさせていただきます。

「大山恵みの里構想」に掲げておりますとおり、安全で安心の食を提供する地産地消の仕組みづくりは大きなテーマであると認識をいたしております。

現在、町内の各種団体代表者等で構成をいたします「大山恵みの里づくりプロジェクト推進会議」でも、本町の山の幸、海の幸などさまざまな特産品、即ち“大山”のイメージ向上に資する農林水産物及びその加工品、工芸品といったものをどのように磨き、どのようにPRしブランド化していくのかといったことを検討しておるところでありますし、それを具現化するためのひとつの手段として販売拠点を整備することは必要であろうというふうに思っております。

代表的なものとしてその地方の特産品の直販店を併設をし、また地どれの食材を提供するレストランなどを設置している「道の駅」などは、大きな魅力を秘めた施設であるというふうに思っておりますので、国や県など関係機関に今、協力を要請していく考えであります。

又、地域の特産品を販売していくことにより生産者等の意欲の向上に繋がってまいりますし、ひいては町の活性化に繋がっていった例もありますので、当面、町といたしましては、プロジェクト推進会議の中で、具体的な検討がされている大山寺での特産品市の取り組みについて将来的には民間主体での自立可能な体制づくりへの支援をし、町内で生産をされる農林水産物やその加工品、工芸品等の特産品を各種イベントを通して“大山の恵み”として広く知ってもらうことと、町民や町内の各種団体等の交流・連携で地産地消を推進する中から大山ブランドの構築を図ってまいりたいとい

うふうに考えておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 敦賀議員。

○議員（5番 敦賀 亀義君） 町長の今の方策的なものは良く分かりました。これまで町は特産物作り、販売活動、色々やっております。しかし、この大山町の中ではみくりや市、漁協の一部、この辺しか販売する場所はございません。今町長が言われたように、東部は琴浦町道の駅、西部では日吉津のアスパル、地元産で成果を上げていると聞いています。そしてこの大山町の町民の方がここにたくさん買い物に行っておられると聞いております。そしてこの中に、鳥取統計情報センターの回答者2000人のアンケートの結果がございます。「あなたは地元産と聞いてどこまでが地元産だと思いますか」という質問では、自分の住んでいる県や市町村が地元産だと思うが、約8割の人が回答しております。それだけ、地元産は必要な産物でもあり、色々な面に関して地元産には安心感があります。

町長、財政は大変だと思いますけれども、こういう事業を起こしてせつかく新しい町ができたんですから観光の受け皿としてもぜひ販売施設を考えていただきたいと思います。今一度町長の答弁を求め、私の質問はこれで終わります。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 答弁をさせていただきます。ご指摘のとおりだというふうに思っております。それぞれ旧町で取り組みをしておられた経過はあるわけですが、ご承知のように旧名和町でもみくりや市等でそういった拠点を作ったところがあります。しかし規模が小さいわけがあります。漁協としても直売所を作っておられますがやはり規模が小さい。これが合併したことによって産業が大きくなった。農業も漁業も統計的にも大きくなった。これは私はいいい機会だというふうに思っております。そして観光も大山という素晴らしい拠点があるわけがあります。それぞれが小さかった産業が、合併によってそれぞれ大きくなった。そのことをやはり生かしていかなければならない。せつかく合併したんですからそれを合併効果として生かしていかなければならない。そのためにはまずはやはり住民の皆さんが意識をもつことだというふうに思っております。生産者もそして消費する町民の皆さんも、まずは内に目を向け自分の課題としてお互いにそういった意識を持ち合うことではないかなというふうに思っております。

そういった意味から今、プロジェクト会議の中で、大山の恵みの里構想作りこの中で様々な団体の方々と意見交換をし、今向かうべき目標を作っているところでもあります。器を先に作ってもその体制ができなければその器は活用できませんので今そういった取り組みの中で気運を待ちながらそういった拠点の場所も当然作っていかなくてはならないと思っておりますが、先ほど申し上げましたように道の駅等大き

な拠点を作るには相当な経費もかかりますし、またこれは町だけではなかなか対応できない課題であります。

したがって申し上げましたようにこの高速道路の開通等を見据えながら国、県ともこれについて協議を進めているところでありますし、また、そういった気運を盛り上げていくためにも先ほど申し上げましたようにどこかの拠点をということで大山寺に来年度予算の中で市を設け町内のそういった特産品加工品等をたくさんの方が集まれる大山寺の場所で人が集まるようなイベントとか、あるいは時期にそういった市を立ち上げ、みんなで取り組むという意識を高めていく、そういった取り組みもしていきたいというふうに思っておるところでございますので、どうぞよろしく皆さん方のご指導もお願い申し上げたいと思います。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 次、13番、小原力三君。

○議員（13番 小原 力三君） 13番、小原でございます。私は行政資産の有効利用はということで質問をさせていただきたいと思っております。

先に西山議員さん他何名が財政について質問がありましたけど、私は廃屋や空き地を処分して有効利用は図れないかということでございます。

それでは一般質問用紙を朗読さして質問に代えさせていただきます。今日の財政難の折、大山町において空き地、利用目的のない施設等多くの資産が放置してあります。その施設、土地等を早急に処分し、町財政に繰り入れ、少しでも財政を安定させ、そのことにより、地域の活性化、また、住民の利益を図っていかねばならないと思います。そこで、4点ほど質問します。

大山町の豊房地内における焼却場は、ダイオキシン対策地域指定になるのか、ならないのかとうことでございますけども、これは先に国からの処分の助成がきていない、大変なお金がかかるんだということでありましたけども、このダイオキシン対策指定になれば国の、これは補助金等があるのかなのか、それによって早急に解体をし土地を処分するのがいいじゃないかというのでございます。

それから第2点につきましては、香取及び赤松分校の本校への統合はどのように考えておられるのかということで、これももし本校へ統合されるとすれば、土地建物等が空くわけでございますけれども、その1段階としてその土地や建物に対して地域のために有効利用はできないかというところでございます。

それから第3点は、今年度から始まります名和小学校の統合により、庄内、光徳の跡地の利用目的はということでございます。これは町長はバスターミナルにするんだと、廃屋をバスターミナルにされるんですか。そういうところもお聞かせ願いたいと思います。

最後に4点目、旧大山町庁舎跡の行方はどう考えておられるのかということでござ

います。これも今、廃屋の中で何か大山口駅から降りると寂しさを感じる暗闇の中にもぼーっと建ってる建物でございます。早急に解体をし、何か利用できる考えはあるのかなのか、町長に質してみたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは小原議員さんのご質問に答弁させていただきます。

まず1点目の豊房地内の焼却場についてでございますが、ダイオキシン対策地域は、ダイオキシン類対策特別措置法第29条に基づき、ダイオキシンによりすでに汚染をされ、土壌の汚染に関する基準を満たさない地域に対して、知事が地域指定することができるものであります。県内には、指定された地域はありませんし、ご質問の豊房地域においても指定対象にならないものと考えておるところであります。

次に、香取及び赤松分校の本校統合はどのように考えているかということでございます。香取及び赤松分校であります。本年度、香取分校は児童数4名の2学級、赤松分校は23名の4学級を編成いたしております。分校教育ではへき地性、小規模性、複式授業を基本として分校教育を行っているところではありますが、少人数指導の中で個性や創造性の育成、切磋琢磨の学習機会をどう充実していくのかということも大きな課題であると思っております。

来年度は教育委員会に新たに幼児教育課を設置いたしますので、大山町の幼児教育や学校教育のあり方を総合的に協議していきたいと考えておるところであります。その中で分校のあり方についても検討をし教育の展望を図りたいと思っておりますので、そちらの方の方向性を先に示すべきであろうなと思っております。

次に、名和小学校統合後の庄内小、光徳小の跡地利用についてということになります。名和小学校統合後の庄内・光徳小学校跡地の利用であります。地域のみなさんのご意見もいただきながら有効に活用したいと考えておるところであります。学校を統合いたしましても学校施設はまだ十分に使える施設でございます。したがって、その活用について現在のところ、校舎の一部を通学児童のスクールバスの待合所として利用するのもひとつの方法だなというふうに思っております。要は小学校まで歩いてきて、そこからスクールバスで行くというのも通学の手段としてあるのではないかなというのもひとつの方向でありますし、その他に地域のコミュニティー活動やさらには放課後児童クラブの活動施設とか、さらには地域の公民館や文化財や郷土資料の展示活用施設、さらにはNPO等さまざまな団体がその活動の拠点として使っていただく、貸し出す、こういったようなことも考えられるのではないかなというふうに思っております。いずれにしても住民方々のニーズや、ご意見をもとにこれから有効な活用方法について検討してまいりたいというふうに考えておるところであります。

最後に旧大山町の庁舎跡これについてはどうかというご質問であります。

旧町の職員レベルでの検討の中では、大山口という商業地域の中心地ということもあり、集合的な商業施設にリニューアルしてはどうか、という案もあったというふうに聞いておるところであります。

昨年の国勢調査による本町の人口は、速報値ではありますが、18,884人で、平成12年の国勢調査時点より約680人減というふうになっておるところであります。

このような状況を踏まえる中、現時点では若者の定住化対策の一つとして民間によるアパートなどの建設に用地を無償提供してはというようなことも検討しておるところでありますし、山陰線の大山口駅も近いということから、民間事業者の参入に格好の候補地であります。また、定住希望者の入居条件の選択肢の一つとしても優れた場所ではないかなというふうに思っておるところであります。具体的な検討は今後やっていかなければならないというふうに思っているところであります。議員の皆さん方からも何か良いお考えがありましたら、ぜひともご提案いただきたいというふうに思う次第であります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 小原力三君。

○議員（13番 小原 力三君） 1点目ですけどダイオキシン対策指定にはならないと、分かりました。これは当然私もならないと思っておりますけども、じゃあどこからどういう資金を国の方から待っておられるのか、解体の。これを一つお示し願いたいと思います。それから2点目はいいとしまして、3点目ですけども庄内光徳の跡地ですけども、地域の皆さんと一緒に考えて利用目的を考えるんだということでございますけども、早急にこれも人が中に入らないとすぐ壊れてしまいます。建物というのは。腐ったりカビが生えたり廃屋になってしまうんです。だから早くこれにも取り組んでいただきたいなというふうに思います。

4点目の旧大山町庁舎のあとですけども、これも廃屋です。とても使えるような建物ではございません。どっかの県でございましたけど、なんか幽霊が出るという話が出まして土地も何にも2束3文、そんなことがもしあれば、なった時には風評被害といたしますか、風評が広がって幽霊があすこに出るんだということになったら買うもんないんですよ。アパート立派なもん建ったって入るもんないんです。町長、早くやってください。その点だけお聞かせください。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 1点目の件については担当課長の方から答弁させていただきますが、2点目の庄内小学校光徳小学校の跡地の利用、校舎も含めてであります。ご指摘のとおり来年度地域の皆さんとともに活用方法について考えていく、そういったそして新校舎が建設された時点できちっと活用がなされるような取り組みにつなげ

てまいりたいというふうに思っておるところでありますし、それから大山町の庁舎はこれはもう、活用は無理だろうというふうに思っております。取り壊さなければならぬというふうに思っておりますが、取り壊した後何に使うのかということも含めてこれも早急にその方向を検討してまいりたいというふうに思っております。私からは以上であります。

○議長（鹿島 功君） 住民生活課長。

○住民生活課長（福田 勝清君） 補助金についてのお答えをいたします。現在、補助金でございますが、循環型社会形成推進交付金というのがですねございますが、これは焼却炉の解体とですね、焼却処理施設整備を一体として行う事業、これにつきましては3分の1の交付金の制度がございます。したがって補助残等についてもですね、起債が対象になる。そういうことでございます。私が仕入れている資料でございますが説明させていただきますと、平成17年12月1日までに廃止をされた焼却施設があるわけでありまして、未解体のもの、これは全国的に見ますと612の施設が未解体だということを聞いております。鳥取県についてもですね、だいたい九つの施設が未解体である。そういう状況でございます。

したがって先ほど言いましたように解体をしてですね、処理施設を建築した場合は補助金があるわけでありまして、そういう全国的な流れの中でですね、色々県等も通じて補助金の要求、そういうものも出しておりますから単独の場合についても補助をお願いしたい、あるいは交付金でですねお願いをしたい。そういうことで現在この間の質問の中にもお答えをいたしたとおりであります。なかなか国の方も財政的な問題等もございますので、なかなか交付金でできないそういう状況でございますので単独の部分があればそういう補助金を活用しながら解体をすればなあとそういう状況でございます。以上です。

（〔終わります〕と呼ぶ者あり）

○議長（鹿島 功君） ここで休憩に入りたいと思います。再開を3時45分にしたしたいと思います。

午後3時33分休憩

午後3時45分再開

○議長（鹿島 功君） 再開します。次、14番、岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 私は3項目について質問いたします。午前中の質問と若干ダブるところがあるかもしれませんが、視点を変えて一番目質問したいと思います。

1番目、介護保健制度改正による包括支援センター新設はということで。昨年の介護保険制度改正により、これまでの在宅介護支援センターを廃止し、地域包括支援セ

ンターを新設することとなっています。取り組みはどうなっていますか。また、スタッフの体制はどう改正されるのか。

また、従来の（在宅介護支援センター運営事業）、（高齢者在宅生活支援事業）、（介護予防事業）が廃止され、これらの事業費合計で9,325万1,000円の予算がなくなるようですが、別な項目で組替えならいいのですが、福祉の後退につながってはならないと考えますが、町長に質します。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは、岡田議員さんの質問に答弁させていただきます。

今回の介護保険制度改正の特徴は、介護予防、自立支援の強化であります。介護予防とは、できる限り要介護状態にならないようにする。たとえ要介護状態になってもそれ以上悪化しないようにする。そういった取り組みであります。また、介護予防を進めていくことによって、制度本来の自立支援を実現することが、新しい介護保険制度の大きな取り組みの目標であります。

地域にあるさまざまな社会資源を使って、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として市町村が主体となり、新しく「地域包括支援センター」を設置いたします。介護予防を中心に取り組みを行いますので、将来的には、介護サービス給付費並びに医療の抑制につながるものと考えております。

スタッフは、すでに何回も地域包括支援センターの研修を受講いたしました。そういう専門の保健師やケアマネージャーが中心となり、事業展開を行ってまいります。

従来の「在宅介護支援センター運営事業」「高齢者在宅生活支援事業」「介護予防事業」これらの予算は、介護保険特別会計に予算計上して、地域包括支援センターが中心で事業を行ってまいります。今まで以上に充実した福祉サービスを提供させていただけるものと思っております。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聡君。

○議員（14番 岡田 聡君） 地域包括支援センターは社会福祉協議会に委託されるのかどうか。またその人的な体制は十分なのかお尋ねします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問に答弁させていただきますが、包括支援センターこの役割は大変大きくなるというふうに思っておりますし、そういった意味からもこれは委託ではなく、町直営で行いたいというふうに思っております。そのために先ほど申し上げましたように、それに関わる専門の職員として保健士等研修に何回も行っておるところでありますし、さらにこれからスーパーケアマネという資格も取りに研修も行くようになっておりますし、今町内におります9人の保健師、3人の栄養士がおるわけでありましたが、それらをフルに活用しながらこの体制を強化し、取り組んでまいりたいというふうに思っております。さらに嘱託医師が

一人、在介センターの所長としておられるわけでありますのでこれを所長として就任をいただき、さらに保健師何人か、今のところ3名くらいですか、専門の職員を配置をしながら対応してまいりたいというふうに思っておるところであります。

従いまして、そういう意味から専門職を一箇所に集める中で全体の老人福祉施策なり、老人介護予防さらには保健衛生等も広域的に大きな取り組みができるような体制作りをしてまいりたいというふうに思っておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聡君。

○議員（14番 岡田 聡君） これまでの介護支援に代わる新しい制度でございます。単なる予算削減にならないよう介護予防の実が上がりますようにぜひ活動をお願いしたいと思います。次の質問に移りたいと思います。

2番目、小学生通学時の安全対策は。先の12月議会でも通学時の安全対策に関して一般質問いたしました。教育長のお考えは、基本的に集団登下校の徹底や、保護者そして住民ボランティアの協力を得ながら、というようなことだったかと記憶しています。

最近、大山西小学校の女兒が下校時に、男性の不審者が声をかけ不信な動作を見せたという事態が発生したそうでございます。

この事件発生後、関係先へ情報が伝えられたかどうか。不審者がいるというような情報がせめて教育委員会や大山町内の小中学校へ、遅滞無く情報を伝える体制、更にはそれらに対する緊急時の通報体制を確立すべきと考えますが、どうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 岡田議員さんのご質問にお答えいたします。通学時の安全対策につきましては、昨今の子供達達の事件や事例、事件や事故が多発しているというこういう状況に鑑み、現在学校単位を中心としながら安全教室や防犯活動こういったようなものを実施しておりますし、それ以外にも通学路の点検やPTA・教職員によるパトロール・巡回あるいは、啓発活動を行っているところであります。

特に大山地区におきましては、交通安全の指導員さんによる「地域安全パトロール隊」というのを編成していただいて、巡回パトロールも加えて行なっているところでありますが、先般3月8日に大山西小学校区で発生した不審者事件と申しますか、事案の情報伝達の在り方についてお尋ねです。

事件発生した時刻は、児童が下校中の午後3時半ごろだったようであります。複数の児童ですけれど、帰宅後、帰って家の人に内容を伝えて、保護者同伴で学校に見えられたと。学校は事実確認をするわけですが、途中事件の内容がかなり深刻だということで、八橋にも連絡をして4名の警察官が同席しながら事実確認を行いました。大体その時刻が6時前だということでもあります。本来、こういう場合は警察と教育委員会に事実を速やかに連絡するようになっておられるわけですが、八橋警察署は当然立ち会

っていましたのでその時点で警察は承知しておると、教育委員会に連絡があったのは当然6時前だったもので、大山町の教育委員会といたしましては町内の小中学校9校と所轄することにもなるわけですが10個の保育所にFAXで事件の概要を連絡いたしました。

そのころは時間的には6時を過ぎておるとこういったような時間帯になるわけですが、学校はそれぞれ保護者に連絡するなり、必要な措置をその日のうち、あるいはあくる日に色々対応を行っていったとこういう具合に聞いております。

その後、3月12日になりますが、大山地区の青少年育成の指導委員さんなどが緊急協議を行って、「地域安全パトロール隊」というのを特に終業式の24日まで毎日実施するというようなことや、各区長さんや各種団体の方に子ども達を見守って欲しいという文書を配布したりあるいは広報無線で注意をしていただくことの周知や、あるいは今後、抜本的にどうしたらいいかというようなそういう防犯の視点での会議を行ったところであります。と同時に大山西小学校のPTAの方も、緊急対策として3月13日から24日終業式まで、緊急パトロールを現在行っておるところであります。

いずれにしても不審者情報というのは正確な事実を早く掌握して関係者に敏速に情報流すと、これはとても大事なことで思っております。このことによって犯人が逮捕されたり、あるいは再発防止こういったものにつながるということで情報発信のあり方について、今、部局内でいろいろ協議をして近々基準のようなものを出していきたいなと思っております。事件が発生する2月の8日にもこういう事態を想定しながら保育所、小学校、中学校の所長さん、校長さん、そして保護者会長さんPTA会長さんなど集まっていたいて、不審者の防止と発生時のこういうものの今後の情報の在り方についても協議したところであります。現状はそういうところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 十分な対応がとられたようですが、保護者の一部には結構不満というか不安があったようですし、また当人のこの事態に遭遇した女児ですが、感性豊かな子どもで色々多少のケアも必要ではなかろうかと考えますが、その点はどうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 岡田議員さんの再質問にお答えします。保護者の方のいろんな思いというのは私も承知しておるところでありますが、実は事実確認の在り方というのは小学生の児童においてはかなり動揺しておると、今回も家族の人にも十分状況が伝えられる状況でなかった。複数いたわけですが、一人の子は顔も青ざめてなかなか話そうとしないと、学校で先生等と話しているうちに、警察官も来て、警察の方は当然犯人逮捕ということですから、似顔絵も作りたいというようなことでその辺の

情報収集もされるというような辺で、なかなか子ども達の実事報告という辺に非常に時間がかかると。結果として時間がかかったというような状況であります。

それを素早く伝えるという段階に一般的に言えば、被害の深刻さによっては被害者側、あるいは被害者の保護者が情報の内容についても配慮を望む場合もかつてありました。ストレートにどこどこだとか、固有名詞が分からなくてもそういうものが特定できるような状況を話して欲しくない、とこういったような状況も場合によってはある。こういう辺のバランスをどういう具合にするのかということも今回若干出てきました。被害者の方からすると場所を特定するともう誰か固有名詞が分かるでないかというようなそういうご心配もあったし、それを言わないと再発防止もできんじゃないか、こういうあたりでPTAの中のいろんな意識の差というものもありました。

またちょっと違いますけれども西部地区の管内では早くということで、これは中学校でしたんですけれども、カッターナイフを持ってちょっと遊んでいたのがですね、担任が掌握して学校長に伝えたときには、日本刀振り回しておるといったような情報になってそれを管内の放送で流したと、後で見たら事実誤認だと、もっとしっかり事実を掌握してから情報を流さんとだめだというような、一方またこういったような事態もあります。先ほど言いました様に、事実をどのように確認するのか、確認した情報をどういうルートに誰に流すか、受け取った人はそれをどうするのかというあたりは今までは個々にいろんな対応をしていたわけですが、こういったあたりに一定の基準などを設けてですね、関係者に周知しながら遅れをとらない情報提供、こういったものが必要だと思って、早急に今構築しておるところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聡君。

○議員（14番 岡田 聡君） 子どもに対するケアの点はどうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 子どもに対するケアというあたりは特に大事だと思っておりますので、そういう辺の判断は、第一義的には学校長にお願いしているところであります。各学校には養護教諭が配置しておりますし、状況によっては教育相談であるとか、日にちが限定されておりますが、カウンセラーも配置しておるところであります。一般的にはそういう対応、したいと思っておりますし、特段必要があれば別途改めた対応をしていく。そういう考えであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聡君。

○議員（14番 岡田 聡君） 3番目の質問に移ります。公共事業の早期発注を。

長引く景気の低迷(若干上向いているようですが、地方はまだまだの感があります。)と、国そして地方の財政逼迫により公共事業の抑制が続いています。その結果、地方の主要産業である建設業協会は大変な状況であります。人員削減や、大幅な給与削減、そして業務の効率化等、生き残りをかけた血のにじむような努力を続けていま

す。地方経済に大きなウエイトを占めている建設業界の雇用を守るため、当初予算で計上されている事業については、50%程度の早期発注は必要ではなかろうかと考えますが町長の考えを質したいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは「公共事業の早期発注を」というご質問に答弁をさせていただきます。

公共工事の抑制、地方においては景気の低迷が続き、建設業界の受注量は激減をし、大変厳しい状況であることは承知をしておるところであります。

かつては、景気浮揚策として公共事業の促進が図られた時代もありましたが、今は逆に抑制が行われております。当時、景気浮揚策としても取られました工事の発注方法は「切れ目のない発注」と言われ、0（ゼロ）国債、前金付き国債工事など、年度の切れ目の3月に発注し4月から実質工事着手できる工事発注方式であります。4月から5月の公共工事の端境期、気候の安定した時期の施工、発注者、受注者にとって両方とも利点の多い方式でありました。

しかしながら、公共工事が抑制された現在、この制度を活用した事業は行っておりません。ご質問の早期発注は、4月から5月の中旬にかけて発注を行う方法ですが、町単独事業に限り、一つの方法としては、事業を複数年度実施として前年度に測量設計、用地の先行取得を行い工事発注の準備を整え、年度の初めに発注する方法。二つめとして、町の債務負担行為により、3月に発注し4月からの着工可能な0（ゼロ）町債制度を取ることであろうというふうに思います。

この二つの方法により、より早い工事発注に努めることも考えなければならないと思っております。

次に、早期発注率の目標であります。平成18年度におきましては、極力早い時期の発注に向け努力はいたしますが、早期発注の準備ができておりませんので困難な状況であります。平成19年度からは早期発注に努めたいというふうに思いますが、工事の中には農業用水の落水後の農閑期に施工時期が限定される場合や、国庫補助金の内示、或いは決定を待っての発注など早期発注困難な物件もありますので、いずれにしても50～60%の達成はなかなか難しいかなと考えているところであります。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聡君。

○議員（14番 岡田 聡君） 町内にはかなりの数の業者があると聞いておりますが、すべて競争入札でやるのが妥当だとは思いますが、もちろん競争入札の原理も取り入れた上で競争入札に多くの業者が均等に機会を与えられるように少しでも工夫をしていただきたいと思います。その点どうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問に答弁をさせていただきますが、当然工事をしてい

ただく上での入札、それに参加いただく業者の指名にあたりましては指名委員会等でその基準等を考えながら業者選定をいたしているところではありますが、基本的にはその事業の内容によりまして、その能力なり資格がある業者でありますれば町内を優先に指名をする中で対応をしていっておるところでありますし、今後もそういった考え方の中での取り組みをしたいというふうに思っております。

ただ、公共事業全体の予算というのはどうしても減ってきておるというのも事実でありますので、すべての業者の皆さんが、今後も町の事業だけで事業活動なされていく保証ができるのかといいますとなかなか難しい課題もあろうかと思っておりますので、そういった点も業者の皆さん方もまたいろんな産業に参入するなり、経営の改善を図られるなりそういった努力もお願いしていかなければならないというふうに思っております。以上でございます。

(「了解しました」と呼ぶ者あり)

○議長（鹿島 功君） 次、4番、遠藤幸子君。

○議員（4番 遠藤 幸子君） 一問質問したいと思います。先ほどの岡田議員とかなり重なる部分がありますが、通告書のとおり質問させていただきます。

教育長にお尋ねします。通学路の再点検を。小中学生の登下校時の安全を守るため、各地でさまざまな取り組みが行われています。そんな中、大山町内で不審者の情報があったと聞きました。保護者・行政・警察が防犯パトロールをしていると聞いているのに不安を感じます。12月議会で通学路の安全対策の質問に対し1学期に1度は通学路を歩くとか、点検を行なっているとの報告を受けていると教育長から答弁をいただきました。点検基準がどうであるのか分かりませんが、今回種原の小学校の保護者から通学路が不安であるとの相談を受けました。ご存知とは思いますが、種原は県道のバス停から林の中、片側は林、片側は川の箇所あり、田んぼの中ありの2キロほどの距離にある集落です。途中、民家はありません。人通りも少ないです。こんな道、防犯ベルを持っていても、こんな状況の道ではもしもの時、役に立つでしょうか。子ども達は朝、夕この道を通ります。昨年末の子どもを対象にした事件以来、親も子ども達も毎日不安を感じながら通学しているのです。

大山小学校の校区内には、多少の違いはあっても似たような通学路があると思います。再度、点検の必要があると思います。また、スクールバスの活用も含め教育長の考えを質します。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 遠藤議員さんの通学路の再点検をというご質問にお答えしたいと思います。

最初に、通学路の点検基準はあるのかというご質問ですが、先般もお話しましたが

町内の各学校単位で行っておる通学路の点検は、だいたい学期に1回程度、PTAの協力を得ながら行っておりますが、これが基準という、そういうものはないと思います。歩いている中にこの辺はこうでないかとか、ああでないかとかそういう意見をもらいながら点検していると聞いております。

次に、種原の例を出されたわけですが、バス停から自宅まで民家がないとか寂しい道、特に子ども達が通学に不安を感じるとそういう部分についての再点検を行うべきでないかというご質問ですが私も同感であります。教育委員会としては学校教育課、社会教育課がこの件については合同で、では通学路の安全確保どういう具合にしたらいいのかというようなことを今検討をしているところであります。全部の学校ではありませんが、現在のところ、集団登下校だけではなく、実際に子どもや保護者、先生方が下校時ですけれども一緒になって通学路を歩いてみて、ここはどうだああだとかこういったようなことを話しながら、そして危険個所にはいろんなしるしをつけていくといういわゆる「安全マップ」を作成しております。それをもとに今度は安全教室を開いたり危険予知、これは発達段階にもよるわけですが、危険回避のそういう能力、こういったようなものを身につける指導を行っているところです。

また、先ほどもお話ししましたがけれども不測の事態に備えて、不審者情報を関係者で共有しながら対応していきたいと考えておるところであります。特に八橋警察署では、積極的な関わりをしていただいて大変その辺心強く思っているところであります。

次に、スクールバスの活用についてのお尋ねですが、現在町内には7台の通学バスを設置して、来年度は8台運用しようと思っておるところであります。スクールバスというのは非常にその辺では安全という辺では効果があるわけですけれども、運用の仕方によっては歩かない子どもも作るというような、そういう点も視野に入れておるところです。特に登下校といいますか、登校時は小中学校とも8時10分から20分ぐらいまでに登校するということですので、小中学生一斉に大型バスで効果的に合理的に運ぶという、こういう組み立てもできるんですが、帰る、下校時というのは小学校と中学校と下校時間が違いますし、中学校の場合はまた部活動というものもあってですね、大型車が有効ではないと、こういったような状況もありますし、来年度については名和小学校は、名和小学校のところから東校舎、西校舎という具合に向きが逆になるのですが19年度は中学校の方にみんな向かってきますので、18年度と19年度というのは、バス路線というのはそのあたりではちょっと違うのかなあというあたりであります。

いずれにせよ、スクールバスの運用から設置の仕方というのはこの辺無駄のないように工夫をせないけんのかなあと思っておるところです。頭を悩ましておるんですけれども、こういう財政難の折ですので有効にスクールバスは設置していきたいという具合に考えております。

いずれにせよ、子ども達の安全というのは登下校の時だけの安全でなしに地域社会子どもを育てていくというあたりでは広く日常的に子どもの安全が脅かされているそういうことはあってはいけないと思いますのでそういうときにやっぱりまちづくりとして地域の方々のいろんな形の関わりというのが必要な、こういう具合に思っているところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 遠藤幸子君。

○議員（4番 遠藤 幸子君） 通学路のことからちょっとはずれますけども、先ほど教育長が子ども達の登校時間8時10分から20分くらいっておっしゃいました。ここの種原部落の子ども達の登校時間、定期バスを利用しているものですから、7時15分のバスを利用しているそうです。そのためには、家を6時半に出ます。学校には7時半前に着くと聞いております。学校の授業が始まるのが8時半と聞いておりますのでその間、1時間も前から、6年生は体力的にもちょっといいかも分かりませんが1年生、1時間前から学校に行って何をしているのかちょっと分からないですけれども、こういう状況なんかを聞かれて教育長どういふふうにお考えになるかそれもお尋ねしたいです。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 再質問にお答えいたします。スクールバスが利用できない児童生徒につきましては路線バスを利用するようにして、それに遠距離通学の補助をしているところであります。バスの時刻によって登校・下校時というのはおっしゃいましたようにもう少し工夫ができんかというようなところを課題として持っております。今後バスの時間設定について要望する機会があればそういうこともはありますし、それからそういうときは帰りにもありますので、そういうバスの待合の時間をどういふ具合に過ごすかというあたりに一つは図書整備とか、あるいはもう少しボランティア活動とかそういったようなものも多様な考えの中で今検討しておるところであります。検討ばかりでは前に進まないということもあろうかと思っておりますけれども、個々のケースを十分掌握して遺漏のないようにしていきたいなと思っております。特に大山小学校区は香取・赤松・あるいはそれより少し遠いというような所もあって先般来、保護者の方と意見交換しておるところでありますので、もう少しちょっと時間をいただきたいと、何らかの方策は必要だという意識は持っております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 次、7番、川島正寿君。お断りしておきたいと思いますが、川島議員にもお断りしたいと思っております。時間が一時間ということでございますので5時を過ぎる可能性がございます。皆さんにもそのことをご了解いただきましてこれが今日の最後の質問ということにさせていただきたいと思っております。お願いします。

○議員（7番 川島 正寿君） 7番川島です。通告に従いまして項目4つ質問させて

いただきます。

一番目に障害者自立支援法についてお尋ねいたします。4月1日より、この法が施行されますが、法の施行にあたりこの障害者福祉計画、地域自立支援協議会、認定審査会とこれらの3点が重要になると思いますが、どのように計画なされているのか。

また、町内には人口の約4%くらいですから800人程度の障害者がいらっしゃいますが、これは届出とか、申告しないとこういった制度が利用できないじゃないかという具合に思いますが、どのように障害者の方々に周知されておられるのでしょうか。それとこの障害者の自立支援法というものは従来の措置法とどのように変わっているのか、それを関係者にどのように周知されているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 川島議員さんのご質問に答弁させていただきます。障害者自立支援法についてのお尋ねでございます。

まず、障害者福祉計画についてであります。障害者自立支援法において、平成18年度中に数値目標を持った計画を市町村にて策定することが義務付けられており、いまその準備については急務であるというふうに認識しているところであります。

現在、鳥取県において市町村と共同で障害のある方の実態、及びニーズを把握するための調査を計画中であり、今年5月にはアンケート調査を実施することとなります。

この「実態調査」によって障害のある方たちの要望が、鳥取県障害者計画及び市町村障害者福祉計画に、数値目標が的確に反映されるよう、調査内容等について県と共に検討し、年度内に計画策定をしていきたいと考えておるところであります。

次に、地域自立支援協議会につきましては、平成17年11月に開催をされました市町村障害者福祉担当課長会で県を通じて国より指示されたところであり、その担うべき姿としての具体的な想定がなされていないのが現状であります。

しかしながら、保健・医療・福祉の各分野や行政機関とサービス提供事業者との連携が必要な場面は決して少なくないと考えられます。現在、西部地区におきましては、障害福祉を考えるうえでの課題について、このような分野を超えて話し合う場として、西部福祉保健局所管にて「西部圏域障害者・障害児サービス調整会議」を設置をし、課題解決に向けた協議を行っております。これらの現状を視野に入れながら、今後「障害者自立支援法」施行の現状を見ながら、検討していきたいと考えておるところであります。

また、認定審査会につきましても、障害福祉サービスのうち「介護給付」の決定についての判定に係る「認定審査会」における審査業務について、県西部の9市町村にて協議した結果、共同処理とすることとなりました。このことについては介護保険制度に習い、西部広域行政管理組合において共同処理することとなっており、本議会におきまして同管理組合の規約改正について提案をし、ご審議いただき可決いただいた

ところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島 正寿君） 3番目の認定審査会共同処理ということで西部広域行政管理組合での共同処理ということは了解いたしました。最初に障害者福祉計画は、18年度中にとということだったのですが、合併以前に旧名和町ではこの障害者福祉計画が一応できておったのではないかなというふうに聞いたような気がします。旧大山・中山はまだできてないけど、名和は完全なものではないかも知れんけど一応できるとということをお聞きしましたんですが、この件についてもう一度お尋ねいたしますし、福祉計画を策定するにあたり今年で9人の委員さんを選定されての協議がなされるよう予算がとってありますが、それはどういったようなメンバーになるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 川島議員さんの再質問につきましては担当課長の方から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（松岡 久美子君） 川島議員さんの質問にお答えをいたします。旧町のときに名和町では障害者計画というものを策定をいたしております。今回の計画は障害者福祉計画ということで、福祉という文言が入っております。福祉計画は障害に対して全体の計画でしたけども、福祉計画というのは生活支援の分野の指針を定める計画であります。これにつきましては、それぞれの該当の人のニーズ、調査をして的確な目標値を設定するという目標になっております。

それから、次に介護福祉計画策定委員さんのメンバーですけども、具体的にはまだどの方というお願いはしていない状態なんですけども、こちらの方が考えておりますのは、当事者の方の代表、当事者の方の家族の代表、サービス事業者、医師、施設長、福祉団体、それに行政の職員そのあたりを考えております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島 正寿君） 今の説明でだいたい分かりましたのですが、2番目の地域自立支援協議会というこの西部圏域と言われましたのですが、ということは鳥取県の西部の方でこの協議会を立ち上げられるということは、西部では同じ支援がなされていくということと理解してよろしいでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 川島議員さんの再質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（松岡 久美子君） 西部圏域、県、市、町村含めまして西部圏域の

障害者、障害児サービス調整会議というものを2年前くらいから立ち上げております。その中でいろんなサービスの内容、問題点、このあたりを当事者サービス提供事業者、各分野から参画いただきまして細かく検討協議をいたしてそれを実際に実施できる方向で検討する会議でございます。

([了解しました]と呼ぶ者あり。)

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島 正寿君） 次、2番目に入らしていただきます。

2番目、ごみの資源化についてということであげております。わが大山町も大山地区の焼却が境から名和の焼却場、中山の焼却場で処理するというようになりましたですが、ここで生ごみと牛糞、糞尿、下水残渣等はシステム化された最新の設備で良質の堆肥となるということであげております。それで資源の循環型社会を形成する考えはないかということでお尋ねしたいと思いますが、大山町は農業の生産額でも県下2位ということで、やはり農業は土作りがもとになると思います。これは極端な話、昔にタイムスリップする、江戸時代にタイムスリップするような感覚でやはり有機農業、環境保全型農業というのができるじゃないかと思います。そういったことに向けての取り組みのお考えはないでしょうか。

それから二つ目に、ごみの分別徹底への取り組みは考えていられないかと、それから3つめにはごみ袋の交換はできないか、これは可燃物と不燃物どちらかがあってもこれを交換をしていただくことはできないか、以上の3点お尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは「ごみの資源化について」のご質問について答弁をさせていただきます。

まず、資源循環型社会構築の考えであります。環境に対する負荷を軽減するため、循環型社会を推進することは重要だと認識をいたしております。

家畜の堆肥につきましては、既に各畜産農家に堆肥舎が整備され、耕種農家との連携も図り農地、草地に還元をしておりますが、今後、更にその連携を密にした循環型農業を推進をしていくことは大切であるというふうに考えております。

次に、大山地区の下水道処理施設から発生する汚泥につきましても、現在は、南部町・日吉津村と共同で運営しておりますコンポスト施設により堆肥化を行い、農地還元を進めておるところであります。家庭系の生ごみにつきましては、コンポストの幹旋や家庭用電気式ごみ処理機購入に対する補助をおこない、家庭での生ごみの堆肥化をすすめているところでもあります。

次に、ごみの分別徹底への取り組みであります。区長会、防災行政無線、さらに各戸にチラシの配布をしたり、広報だいせん等を通じて分別の徹底に努めているところではありますが、可燃ごみの中には紙類など資源ごみも混じっている状況であります。

引き続き広報を行い廃棄物減量等推進員さん等のご支援をいただく中で分別の徹底に努めてまいりたいと考えておるところであります。

次に、ごみ袋の交換はできないかということですが、現在、可燃用と分別用の種類別に、一定量を超える量を排出された方には相応のご負担をいただくという方式をとることにより、ごみの減量化を促進し処理にかかる費用を抑えることを目的として無料配布を行っておりますので、ご質問の交換につきましては考えておりませんのでご購入をいただくようお願いする次第であります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島 正寿君） ただ今の町長の一番目のことは、この循環型社会の構築という考え方はいいということで将来はこういった方向に向かっていけるものだと思います。

2番目のごみの分別徹底の取り組みはということでこれ書いとりまして、これは自分の説明が悪かったかと思いますが、私は生ごみと可燃物の中でも、生ごみと可燃物というのをきちんと分別するようしたらこの2番のごみの資源化にこれがつながっていくんじゃないかというふうに思います。それで町長、今電気式って言われたですけど21世紀は菌の時代なんです。風力発電でそういう感覚は持っていても家庭のごみ処理機に電気施設というのは考えが合わないような気がします。これは菌だったらずうっと継続していきますから、食べてきれいになるんです。その辺どうですか。補助金は菌のおがくずを元にした菌のごみ処理機も補助対象となっておりますが、電気、電気といわれるよりもそちらの方を宣伝された方がいいというふうに感じます。

それからごみ袋の交換はなぜできないのでしょうかね。若い子どもを持った奥さん達は、不燃物よりも可燃物の方が足らなくなってくる。おしめとかそういったものという話を聞きます。トレーとかは買い物に行ったときに、丸合とかでできるだけ処分するようにして使わんようにしているということなんです。可燃物と不燃物の交換してもらえればえになということなんです。やはりだめでしょうか。再度お尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 川島議員さんの再質問でございますが、そこら辺の状況等詳しく現状も踏まえて担当課長の方から答弁をさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 住民生活課長。

○住民生活課長（福田 勝清君） 川島議員さんのご質問にお答えいたしますが、まず生ごみと可燃物との分別、あるいは処理の仕方のご質問がございましたが、この間頃ですね、バイオ式の処理機ということではいろいろ販売店等が売り込みに来ておりますが、現在完全なものだということは聞いておりません。

したがって現在考えておりますのがコンポストあるいは電気式のごみ処理機それを

とりあえず対応する。バイオ式のものですね、そういう成果があるということになれば当然切り替えをしたい。そのように考えております。

なお、生ごみと可燃物との分別でございますが、色々堆肥化をする上においては、制約がございます。例えば生ごみの中にですね、一部でも不良なものがあつた場合は堆肥化ができない。そのことも聞いておりますから、とりあえず今の時点ではですね、分別を先ほどありましたように、可燃ごみあるいは生ごみを分別をきちんとしていただく、これは資源化をできるものについては、当然資源化をしていく、そういうことでですね実施をしていきたいと思っております。

さらに交換はだめかということでございますが、基本的には減量をしていただくということからご案内のように一定量を配布させていただいておりますが、そういうことによって、川島議員さんの話の中にもありましたように、旧大山町のごみを皆さんの減量化していただいたおかげによってですね、2箇所でだいたい処理できる許容範囲に満たしたという状況でございますので町長が言いましたように交換については現在そういうことは考えておりません。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島 正寿君） 今の生ごみのバイオの菌の分ですが、合併協議会ではどういう具合になったのでしょうか。名和町は補助金はそういったのも過去出ておりました。完全なものでないといわれるようですが、私は完全なものだと認識しております。そして理想的なものじゃないかなというふうに認識しております。

それからごみゴミの分別徹底ということで、生ごみにちょっとでも異物が入っていたら堆肥化ができん、それはそうじゃありません。そういうことを宣伝すれば多少入ってもえがなという考え方が反映するからなんでしょうが、それはきちんと磁石等其他のもので処理できるようになつとります。流れが。それで私はこれが徹底できたら、今の旧大山の焼却場が、小原議員の質問の時にそういった施設等を考えた場合に補助金が出るというような話を先ほど聞きましたんですが、それをこういった具合に利用できるんじゃないですかというふうに、極端なこと言えば、大山のごみだけでもそういったもので対応して補助をもってそこを焼却場も補助金で壊していけるという具合になると思うし、全体的な大きな町単位でやっているところは今やりかけているところ、やっているところございます。ただいろいろ、そういった大規模なことに対しては不安はあると思いますが、将来のステップとしてごみの分別徹底をやって、そこで牛糞、糞尿等と合わせて良質な堆肥をこさえて、そしてそれをほ場に返して見本的なところをそういったところでやってみたらなというふうに感じます。そうすればその旧大山の焼却場も補助金がもらえて取り壊せるんじゃないかなというふうに考えますが、その辺を研究をしてみる必要があるんじゃないかというふうに提案いたします。考えはどうですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 川島議員さんの再質問に担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 住民生活課長。

○住民生活課長（福田 勝清君） 現在、ご案内のように中山の清掃センターは平成3年度に建築をいたしました。ダイオキシン対策も相当な投資をいたしまして、現在使っております。ご承知のように名和町のクリーンセンターも平成8年に建設をいたしておりますから、現在その施設を有効活用をしていく、これも重要であろうという具合に思っております。

また、いろいろ西部広域の可燃ごみの問題も新聞紙上等で既にご案内のとおりであります。そういう川島議員さんが先ほど言われましたことについて当然必要性は認めるわけでありますが、新しい施設を建築する、そういう場合については当然コストがかかります。したがって莫大な投資が必要であるという具合に思っております。そこら辺もいろいろ研究をしてみる必要があろうかなという具合に思いますが、いろいろ西部広域等のからみ等もございますから、研究もしてみたいなという具合に思っております。以上です。

（「了解しました」と呼ぶものあり。）

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島 正寿君） 3番目に建築専門職の設置の考えはということで、合併し、大山町の建築施設は多くあり、改修・補修等が増えている。適正対応が遅れがちであるように感じます。現場経験豊かな建築士を採用し、経費節減が図れると思うが町長の考えはどうでしょうか。

また、小規模な修繕は町内の職人さん等に発注できるよう考慮してはどうか。12月だったですか、9月だかにこういった質問をしたときに現在もやっとなということですがけれども、もっともっと町の職人さん等に発注できるよう考慮してはどうか。お尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） ちょっと答弁の前に、再度でございますが、本日の会議時間は議事の都合によってあらかじめ延長いたします。それでは町長の答弁をお願いします。

○町長（山口 隆之君） それでは答弁をさせていただきます。建築専門職を設置してはどうかというご質問でございます。

合併によりまして町の規模が大きくなりましたことに伴い、町が管理をいたします公共施設の数も増え、施設の維持管理や維持補修に関わる労力、経費とも相当な負担となってきつつあります。

職員に土木技師はおりますが、建築技師はいない現状の中では、簡易な建築物の設計監理業務や施設の補修業務について、すべて民間業者にお願いをしております。

また、施設の維持点検業務についても、民間業者に委ねる機会が多く、経費節減や施設の適正管理の観点から、私も建築技師の設置の必要性は十分に感じておりました。川島議員さんのご提案と同様に、平成18年度に一般会計当初予算において、建築技師の設置に係る暫定賃金185万8,000円を、土木費に計上をいたしておるところであります。

また、小規模な改修工事は、町内の職人さん等に発注できるように考慮してはどうかということではありますが、この件につきましては、町内の職人さんからの要望を受け、小規模な修繕については、お願いをするよういたしておるところではありますが、発注の考え方につきまして、大筋の方針は示しておりますが、新年度におきまして発注要綱を定め、更に徹底を図りたいというふうに考えておるところであります。

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島 正寿君） 前々から、そういうことを提案してまいりまして、やっとそういった考えになってもらったということで非常にうれしく思います。できるだけ現場経験の豊かな建築士の採用をお願いいたします。

次、4番目に入らしていただきます。名和小学校の解体、新築工事が開始・着工されるが、地区住民への安全対策等の周知はなされているかということでお尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 川島議員さんから名和小学校の解体新築工事の着工等について地区の方に安全対策の周知は万全かというこういうご質問ですが、おっしゃるとおり名和小学校の解体工事、それから統合校舎の新築校舎の新築工事の安全対策については、特に必要だと考えておるところではありますが、解体工事につきましては、先般3月10日に入札を行って、株式会社特研工業が入札し、13日に契約を締結いたしました。それを受けて、坪田三区、新坪田の方々を対象に明日3月23日に地元説明会を行うことにしております。

解体工事の着工につきましては、概ね4月上旬の頃を予定しておりますし、また、名和小学校の新築工事につきましても工事の業者の決定した後に同様の方法で地域の方々に説明会を行う予定であります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島 正寿君） この安全対策というところで、小学校に今話題となっているダイオキシン系の解体という物は含まれているのですか、いないのですか。ありますか。

（「アスベスト」と呼ぶものあり）

○議員（7番 川島 正寿君） あ、アスベストです。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 再質問にお答えします。アスベストの使用状況につきましては、昨年8月に設計図、名和小学校の随分昔の設計図なのですが、設計図と設計業者による目視をしていただいてチェックを行いました。その結果、飛散性のある吹き付けアスベストは使用されていない、こういう具合に聞きました。しかし、念のためにひょっとすると一部の建材等にアスベストが使われているとこういった事例が全国にも出てきたということを受けて、そういう可能性も視野に入れて9月に再度専門業者による分析調査を行いました。その結果、校舎の管理棟、教室と体育館、いずれも飛散性のある吹き付けアスベストは発見されなかったと、こういう具合に受けております。

いずれにしても解体工事の安全対策というのは、大切でありますのでアスベストだけでなしに、解体現場のガードフェンスこういったような囲みも当然しますし、立ち入り禁止区域もしっかり定める。こういったことはもちろんであります。児童はいませんけれども近隣の方々等の迷惑にもならないように、防音シートや音や埃等が飛散しないように工夫したり、当然、交通誘導員の設置、こういったようなことも取り入れて十分な安全対策をとりながら期間内の工事完結を考えておるところです。以上です。

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島 正寿君） 今、教育長の丁寧な説明があったわけですが、私がこの質問をしたというのは、住民の方々から、小学校を建てるということはあるけれども、説明は聞くけれども、解体に対してとか住民の方に建てるという話はあるけれども、そういったアスベスト等の飛散は大丈夫かいや、工事車両の出入り等はどげんなっちゃうだ、そげな点を早く言ってかしてもらいたかったと不安に感じとったということで、私は質問いたしました。今、教育長が非常に丁寧な細部にわたって説明を受けましたので、そういったことを考慮していただきまして、一日も早く住民の方々に説明をお願いして私の質問を終わります。

散会報告

○議長（鹿島 功君） 川島議員のご協力いただきまして5分前に終了していただきました。ありがとうございました。以上で、本日の日程は終了いたします。明日、一般質問の続きを行いますので、定刻までに集合してください。本日はこれで散会いたします。

午後4時55分散会
